

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和7年12月24日（水）午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	松下 太葵 君	副委員長	塩井川 公子 君
委員	稲留 誠也 君	委員	田中 紗弥佳 君
委員	塩月 大志郎 君	委員	立和田 広司 君
委員	今村 純子 君	委員	久木田 大和 君
委員	竹下 智行 君	委員	木野田 誠 君
委員	仮屋 国治 君	委員	宮内 博 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	香山 二郎 君	議員	野村 和人 君
議員	徳田 修和 君		

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	石神 幸裕 君	財政課長	末増 あおい君
財政課主幹	内村 光孝 君		
教育部長	上小園 拓也 君	教育総務課長	林元 義文 君
社会教育課長	久木田 勇 君	国分中央高等学校事務長	山下 美保 君
社会教育課課長補佐	東 和美 君	教育総務課主幹	迫 則男 君
教育総務課主幹	山内 太 君	教育総務課主幹	川床 智文 君
社会教育課主幹	堀之内 清子 君	社会教育課主幹	井上 寛昭 君
国分中央高等学校主幹	岩田 友美 君		
消防局長	川崎 敏朗 君	次長兼消防本部総務課	松本 哲郎 君
総務課長補佐	原田 幸市 君	消防本部総務課経理係長	田中 智絵 君
総務課装備係主査	篠原 幸平 君		
市民環境部長	末松 正純 君	市民活動推進課長	吉永 利行 君
環境衛生課長	四本 久 君	スポーツ・文化振興課長	崎元 隆一 君
市民活動推進課主幹	金丸 哲朗 君	スポーツ・文化振興課主幹	川添 哲弘 君
環境衛生課衛生施設G長	塩満 慶太 君	環境衛生課環境保全G長	坂元 宏彰 君
環境衛生課衛生施設GSL	濱田 賢 君	市民活動推進課市民環境政策・国際交流G主査	姫野 貴之 君
農林水産部長	寶徳 太 君	農政畜産課長	有村 浩 君
林務水産課長	今吉 秀志 君	農政畜産課主幹	唐鎌 賢一郎 君
農政畜産課主幹	淵ノ上 博己 君	農政畜産課主幹	宮原 博和 君
農政畜産課農政第1GSL	鶴園 和久 君	農政畜産課農政水産政策GSL	篠田 明美 君
林務水産課森林土木G長	山内 武志 君	林務水産課森林土木G主査	岡元 一也 君
商工観光部長	立野 博 君	商工振興課長	肥後 克典 君
商工観光施設課長	徳田 章 君	商工振興課主幹	川野 洋也 君
商工観光施設課主幹	松崎 義美 君	商工観光施設課施設管理GSL	有馬 一樹 君
商工観光施設課施設管理GSL	原田 仁志 君	建設政策課政策G主任技師	戸越 誠也 君
建設部長	三島 由起博 君	建築技監	侍園 賢二 君
建設政策課長	丸山 省吾 君	建設施設管理課長	安田 善郎 君
土木課長	笛田 純一 君	建築住宅課長	末永 明弘 君

建築指導課長	溝口 幸三 君	区画整理課長	岩元 龍己 君
建設政策課主幹	中村 光秀 君	建設施設管理課主幹	前田 裕明 君
建設施設管理課主幹	桑幡 孝志 君	建設施設管理課主幹	落水田 剛 君
土木課主幹	臼井 健二 君	土木課スマートインター対策室長	叶 和美 君
建築住宅課主幹	福田 智和 君	建築指導課主幹	中澤 クミ子 君
区画整理課主幹	原田 聡 君	建設施設管理課道路管理G長	若林 優 君
建設施設管理課道路管理GSL	森 緑 君	建築住宅課住宅GSL	若松 樹 君
霧島総合支所副総合支所長	貴島 俊一 君	霧島総合支所市民生活課主幹	冷水 辰雄 君
霧島総合支所市民生活課主幹	入來 克浩 君	霧島総合支所市民生活課温泉G主査	荻原 政徳 君
上下水道部長	秋窪 達郎 君	上下水道総務課長	川畑 信司 君
水道工務課長	養田 健 君	上下水道総務課主幹	蔵原 寛久 君
水道工務課主幹	深水 孝志 君	水道工務課主幹	岩元 陽一 君
水道工務課工務第1GSL	崎山 康仁 君	水道工務課工務第1G主査	大嵩 竜也 君
上下水道総務課政策G主任主事	前田 裕介 君		
保健福祉部長	野崎 勇一 君	保健福祉政策課長	種子島 進矢 君
保健福祉政策課特任課長	徳永 健治 君	子育て支援課長	村岡 新一 君
長寿介護課長	富田 正人 君	障害福祉課長	富吉 有香 君
健康増進課長	鮫島 真奈美 君	保健福祉政策課主幹	宮原 健介 君
子育て支援課主幹	米元 利貴 君	子育て支援課主幹	中村 真貴子 君
長寿介護課主幹	田口 寿隆 君	障害福祉課主幹	富永 良 君
健康増進課主幹	赤水 聡 君	保険年金課主幹	豊田 理津子 君
保険年金課主幹	越口 潤一郎 君	保健福祉政策課政策G長	安田 一騎 君
長寿介護課介護給付G主査	窪田 宗摩 君	保健福祉政策課市立病院管理G主査	堀内 勝幸 君
福祉政策課市立病院管理G主事	下田 稔 君		
税務課長	岩元 勝幸 君	総務部税務課主幹	木藤 正彦 君
税務課市民税GSL	泉 梢 君		

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 有村 真一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第123号 令和7年度霧島市一般会計補正予算（第8号）について

議案第124号 令和7年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第125号 令和7年度霧島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第126号 令和7年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第127号 令和7年度霧島市温泉供給特別会計補正予算（第2号）について

議案第128号 令和7年度霧島市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第129号 令和7年度霧島市病院事業会計補正予算（第2号）について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前9時00分」

○副委員長（塩井川公子君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る12月16日の本会議で付託されました補正予算関係議案7件の審査を行います。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、審査を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時00分」

「再 開 午前10時31分」

△ 議案第123号 令和7年度霧島市一般会計補正予算（第8号）について

○委員長（松下太葵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第123号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第8号）について総括の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（石神幸裕君）

議案第123号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第8号）についての総括をご説明申し上げます。今回の補正予算は、8月の豪雨により被災した施設等の復旧に要する経費のほか、子どものための教育・保育給付事業や障害児通所給付事業に要する経費等を主なものとしています。歳入につきましては、特定財源としまして、国県支出金、市債等を、一般財源としまして、財政調整基金繰入金や繰越金等を計上しています。その結果、歳入歳出それぞれ13億9,134万6,000円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ964億7,800万4,000円としようとするほか、第2表で繰越明許費の追加及び変更を、第3表で債務負担行為の追加を、第4表で地方債の変更を行おうとするものです。以上で、総括に係る説明を終わります。補足でございますけれども、今回のペーパーレス化の導入に伴いまして、議会事務局と財政のほうで協議をしました。それぞれの部局が部課長口述をする際にモニターを使いまして今読み上げてるところの部分を流していただいて今ここの部分を説明しているというようなふうで投影をするということで、取りあえず、今回、そのような形で予算常任委員会の説明を各部局がする予定です。予算常任委員会の円滑な進行と理解促進が図られて審査がスムーズに行えるように引き続きこの方法にこだわらずですね、議会事務局と連携してさらなる説明の方法をまた検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（松下太葵君）

ただいま説明が終わりました。これから総括に対する質疑に入ります質疑ありませんか。

○委員（久木田大和君）

今回の予算の中の収入の部分で繰越金が1割程度増額をされてるようなんですこれの要因というのは何があったのかお示しをいただけますか。

○財政課長（末増あおい君）

繰越金につきましては当初予算で2億円を計上しておりまして補正予算の財源とするために一般財源を計上するときに繰越金を前年度分を使うわけなんですけれども、繰越金につきましては当初予算で2億見込みまして9月補正予算の時点で令和6年度の歳入歳出差引きの残額の2分の1以上を積み込むということになっておりますので、そちらにつきましては9月補正で計上したところです。さらに残っております繰越金を今回の補正の財源としたところです。

○委員（仮屋国治君）

地方債の補正のところ、通常通りだと思いますけど4%以内という利率が書いてありますけれども、直近では大体何%程度に落ちついているものなのかどうか。それと今回の金利の値上げによって、今後かかる影響はどのようなものがあるかお示しをください。

○財政課長（末増あおい君）

すいません直近といいますと10年とか15年とか借りる年数にもよるんですけど、1%程度でございます。今後の金利の分につきましては上がっていくのではないかなと思っております。

○委員長（松下太葵君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですのでこれで総括に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時37分」

「再開 午前10時40分」

○委員長（松下太葵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に教育部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

議案第123号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第8号）のうち、教育部所管の予算の概要について、説明します。補正予算書の4ページを御覧ください。第1表歳入歳出予算補正歳出について説明します。今回の補正予算は、学校の廃校に伴う閉校記念式典等に関する補助金の交付並びに学校施設及び社会教育施設の修繕に要する経費を追加し、(款)10教育費のうち、(項)1教育総務費を80万円の増額、(項)2小学校費を2,687万円の増額、(項)3中学校費を100万円の増額、(項)6社会教育費を200万円の増額とし、補正後の教育費の額を80億2,428万4,000円としようとするものです。なお、すべて教育部関連です。また、(款)11災害復旧費のうち、(項)3文教施設災害復旧費2,685万8,000円の増額とし、補正後の災害復旧費の額を107億599万6,000円としようとするものです。補正予算書の5ページを御覧ください。第2表繰越明許費補正について説明します。(款)10教育費のうち、(項)2小学校費の金額に2,190万円を追加し、(款)11災害復旧費のうち、(項)3文教施設災害復旧費の金額を2億6,724万9,000円に変更しようとするものです。詳細は予算説明資料等に基づき、各課等の長が説明しますので、審査をよろしく願います。

○教育総務課長（林元義文君）

教育総務課に関する令和7年度一般会計補正予算（第8号）について説明します。補正予算に関する説明書の28ページ、補正予算説明資料の5ページを御覧ください。(款)10教育費、(項)1教育総務費、(目)2事務局費は、80万円を追加しています。教育委員会事務局総務管理事務事業は、令和8年3月31日をもって廃校とする予定の塚脇小学校の閉校記念式典等に要する費用の一部について、実行委員会へ補助金を交付するための経費を計上したものです。補正予算に関する説明書の29ページを御覧ください。(項)2小学校費、(目)1学校管理費は、397万円を追加しています。小学校施設補修事業は、学校の修繕箇所の増加に伴い、修繕料の不足が見込まれることから、所要の額を追加するものです。補正予算説明資料の6ページを御覧ください。(目)3学校施設整備費は、2,290万円を追加しています。小学校学校施設整備事業は、老朽化している高千穂小学校の空調設備を改修し、快適な教育環境の整備を図るものです。財源は、過疎対策事業債を全額充当しています。なお、本予算のうち工事請負費を令和8年度に繰り越して執行するため、補正予算書5ページの第2表繰越明許費補正1追加で、小学校施設整備事業を追加しています。補正予算に関する説明書の30ページを御覧ください。(項)3中学校費、(目)1学校管理費は、100万円を追加しています。中学校施設補修事業は、学校の修繕箇所の増加に伴い、修繕料の不足が見込まれることから、所要の額を追加するものです。なお、緊急を要する修繕については、一部、既存予算を振り替えて行うことから、当初予定した事業ができなくなるため、既存予算振替分の経費を補正計上するものです。以上で説明を終わります。

○社会教育課長（久木田勇君）

社会教育課に関する令和7年度一般会計補正予算（第8号）について、説明します。補正予算に関する説明書の31ページ、補正予算説明資料の6ページを御覧ください。(項)6社会教育費、(目)3社会教育施設費は、200万円を追加しています。社会教育施設維持補修事業は、サン・あもり及び天降川地区共同利用施設の高圧受電設備が老朽化していることから、全面的な改修に必要な工事設計を行うものです。補正予算に関する説明書の34ページ、補正予算説明資料の7ページを御覧ください。(款)11災害復旧費、(項)3文教施設災害復旧費、(目)1文教施設災害復旧費は、社会教育課関連として

249万8,000円を追加しています。現年文教施設災害復旧事業は、令和7年8月7日から8日にかけて発生した豪雨により被災した国指定史跡大隅正八幡宮境内及び社家跡の範囲内にある宮坂貝塚の復旧を図るものです。財源は、国庫補助金として歴史生き活き！史跡等総合活用整備事業費を174万8,000円、雑入として所有者負担分を37万5,000円充当しています。なお、本予算を令和8年度に繰り越して執行するため、補正予算書5ページの第2表繰越明許費補正2変更で、文教施設災害復旧事業の金額を変更しています。以上で説明を終わります。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

国分中央高等学校に関する令和7年度一般会計補正予算（第8号）について、説明します。補正予算に関する説明書の34ページ、補正予算説明資料の8ページを御覧ください。（目）1文教施設災害復旧費は、国分中央高等学校関連として2,436万円を追加しています。現年文教施設災害復旧事業は、小畑農場の復旧に係る経費の不足が見込まれることから、所要の額を追加するものです。財源は、国庫負担金として現年補助公立学校施設災害復旧費を1,624万円、文教施設災害復旧事業債を810万円充当しています。なお、本予算を令和8年度に繰り越して執行するため、補正予算書5ページの第2表繰越明許費補正2変更で、文教施設災害復旧事業の金額を変更しています。以上で説明を終わります。

○委員長（松下太葵君）

ただいま説明が終わりました。これから、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（竹下智行君）

予算説明資料の6ページの小学校施設整備事業のところですけども、高千穂小学校の空調設備の改修とありますけども、これが設置されてからまず何年ぐらい経過したものかということをお示し頂けますか。

○教育部教育総務課主幹兼教育施設グループ長（迫 則男君）

高千穂小学校の空調につきましては小学校の建設時に設置しておりまして、平成15年度に設置しております。設置後22年が経過しております。

○委員（竹下智行君）

不具合の状況というのはいつぐらいから上がってきたのか、それがどの程度のものなのかということをお示し頂けますか。

○教育部教育総務課主幹兼教育施設グループ長（迫 則男君）

今年の8月頃に学校のほうから、空調機のほうが動かないということで報告を受けまして、一応現地の確認をいたしましたんですけども、中の基盤等がもう使えないということで、専門業者さんとかにも見ていただいてあったものですから、一応修繕がちょっともう部品等がなくてきかないということでしたので、今回新たに工事を行うものとなりました。

○委員（竹下智行君）

となるとこの全面的なもう取替えという理解でよかったですか。

○教育部教育総務課主幹兼教育施設グループ長（迫 則男君）

室外機室内機ともに取り替えということになります。

○委員（久木田大和君）

関連で、この過疎対策事業債というのが充ててあるんですが、この過疎対策事業債は学校関連以外でも活用できるものなのかどうかお示しをいただけますか。

○教育部教育総務課主幹兼教育施設グループ長（迫 則男君）

過疎計画におきまして過疎地域に指定してある地区につきましての事業に、その計画に乗っかってる事業につきまして、その過疎対策事業債が使えるということになっております。

○委員（久木田大和君）

過疎地域の発展のために様々に使える事業債だというふうに認識をしてるんですけども、今回この修繕というか、これを行うにあたって起業債を充てた理由とかほかに充てられるようなものはなかったのかお示しを頂けますか。

○教育部教育総務課主幹兼教育施設グループ長（迫 則男君）

事業を行うにあたりまして国庫補助等も探してみたんですけども一応補助につきましてはないという状況がありまして。1番有利なものが過疎債ということであったのでそちらのほうを充当するよう
にしております。

○教育総務課長（林元義文君）

先ほどの竹下委員の質問の中で、実際、空調が壊れた室につきまして御説明いたします。校舎1階
の図書室、音楽室、多目的室に設置している空調が壊れたというところでございます。

○委員（木野田誠君）

今、過疎債の話が出たんですけども、過疎債を学校に使える、前回の令和3年間から、過疎債が幅
広く使えるようになってるわけですけども、今財源を学校に使ってらっしゃるっていうのは初めてこ
れを見るわけですけども。前々からですよ、中山間地の学校の修繕をいろいろと言われてるわけす
けれども、過疎債を使えるのであれば、その辺の財源を使って早急に長年要望してるところがたくさ
んあるわけですからそこを早急に過疎債等の財源を使って修繕する、修復する意思はないのかどうか
お伺いします。

○教育部長（上小園拓也君）

まず、この過疎債の使い方ですけども、まず過疎地域に指定されることが最初の条件になってま
いますけれども、主に中山間地域が過疎地域に指定されておりまして過疎計画に記載している事業
に充当できるというようなこととございます。今の木野田委員のほうからございました学校の修繕と
いう形になりますと、その修繕の中身によって過疎債が使えるのかどうかというのはまた個別に考え
ていかないといけないと思っております。今回の高千穂小学校につきましては、修繕のレベルではな
くて完全に総入れ替えということで工事というようなことで1番有利な財源として過疎債を充当する
というようなところにしたところでございます。今後の学校の修繕につきましては、今回また小学校費、
中学校費それぞれ修繕のお金を計上させていただいておりますけれども、緊急性を考慮しながら、限
りある財源の中です、効率的に修繕に取り組んでまいりたいというふうにご考えているところで
ございます。

○委員（木野田誠君）

分かりましたけれども、理解はしますけれども、修繕等を待っている学校はたくさんあるわけす
よ。だから国分隼人地区内の学校については非常に工事がいろいろ進んでる。だけど中山間地の学校
は置き去りにされてるというようなところからですね、今過疎債があるんだったらそういうのを使っ
てですね、やっていただきたい。逆に言うとそもそもやる気があるのかどうかって質問したいぐら
いですけども。どうかひとつその辺もですね、何年も何年も要望してるわけですからその辺も考え
て事に当たってほしいと思います。次の質問に移ります。先ほどですね鹿児島神宮の貝塚を見せても
らいました。その費用にですね、ちょっと待ってくださいね。要するに今度使われるのは国庫と、そ
れから所有者負担ということになってますけれども、市の文化財として指定されてる地域ですけども、
市財はここになぜ投入しなかったのかですね。投入しないで所有者負担に持っていったのか、その辺
をちょっと教えてください。

○社会教育課主幹（堀之内清子君）

市のほうからも支出をいたします。国庫補助が249万8,000円のうち事業費の7割で174万8,000
円。その残りの3割を所有者と市と2分の1ずつということで所有者が37万5,000円市も37万5,000
円ということで予算計上しているところでございます。

○委員（木野田誠君）

市財が入っているんだしたら了解しました。

○委員（宮内 博君）

関連してお尋ねをしたいと思います。今回8月の豪雨を受けて災害復旧の事業をするということな
んですけども、災害復旧というのはあくまでも原状回復ということが原則になるんですけども、

その後大変貴重な遺跡をどういうふうに活用するのかというところの議論というものはあるんですか。

○社会教育課長（久木田勇君）

今回の補正予算が認められた後、国にこの補助金を申請することとしております。現地でもお話ししたんですけれども、検討委員会というのを立ち上げます。その検討委員のメンバーとして現在考えているところがそれぞれの専門家を考えております。具体には考古学、地質学、地盤工学、植生そういったようなところの方々のまず御意見を伺う。それからオブザーバーという形で文化庁、それから県の文化財課、そういう方々から御意見頂いて、今後、宮坂貝塚をどういう形で保存ができるのか。保存するとしたらどういう形で場所それから今後の活用、そういったようなところも含めてこの検討委員会の中で議論することとしてしているところです。

○委員（宮内 博君）

当然その保存を最重要課題として位置付けるというのはそのとおりでろうと思えますけれども、その後いわゆる霧島市の一つのですね、霧島神宮、鹿児島神宮という重要な文化財の一つの散策ルートとしてこれを活用する施策というのは一つのいかせる方法ではないのかなというふうに思うんですけれども。その辺の議論、今の御回答では考古学だったり地質学だったりというですね、いうようなことでありますので、その先の話でどう活用していくのかというところの議論をですね、しているのかということでお聴きをしたいところです。

○社会教育課長（久木田勇君）

今後のというところでございます。鹿児島神宮周辺の大隅正八幡宮境内及び社家跡ということで国の指定史跡になっております。おっしゃるとおり一帯をそういう活用ができないかというところなんですけれども、現時点ではまだ具体的に何年計画ですとか、どういう形でというところについては至ってないところでございます。

○委員（宮内 博君）

今回所有者負担が15%ということを示されているんですけど、そういう施策を行うときにも所有者負担というのはついてくるのか、今回災害という形でこういう事業を行うわけですけれども、そのときには所有者負担というのは当然要請をされるということになるんですけれども。今後の施策を進めていく中でもやはり所有者負担が発生するということになるのでしょうか。

○社会教育課主幹（堀之内清子君）

今回利用したのは災害復旧に係る補助金なんですけれども、それぞれのそのときの内容によりまして利用できるものっていうのが、補助金の内容も変わってきてまして、割合ですとか変わってきますのでそこで所有者の負担が発生するものかどうかっていうのはまた、その時々のもことによって違ってくるかとは思いますが。

○委員（宮内 博君）

当然そういうことになってくるんだろうと思えますけれども、いずれにしてもやはり貴重な史跡として一つの観光資源として生かせる。そういうものでもないかと。上野原の縄文遺跡のですね、関係との連携とかですね、やはり縄文海進で海の石がですよ、6mか7m高い位置にあったというこの地域の特性ということとも関連をしてですね、一つの大きな学習資料にもなれるものではないのかなというふうに思いますので、今回の災害復旧が終えた後にですね、それをいかにこの資源として生かしていくのかということをしてですね、ぜひテーブルにのせていただいて議論をしていただきたい。これをお願いいたします。

○委員（木野田誠君）

例えば災害関係でなると個人負担というのは大体パーセンテージは決まってるんですけども、文化財関係の個人負担のパーセンテージっていうのはある程度決まってるんですか。決まってないんですか。

○社会教育課長（久木田勇君）

先ほど堀之内主幹からもありましたようにそれぞれの国の補助を使うのか。内容。補助割合そう

いうところは、その都度、国のそういう補助金の内容等も確認しながら活用していくことになると思います。

○委員長（松下太葵君）

休憩します。

「休憩 午前11時07分」

「再開 午前11時08分」

○委員長（松下太葵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（田中紗弥佳君）

すいませんちょっと戻るんですけど小学校の施設整備事業について高千穂小とおっしゃっていたんですけど8月から不具合ということで、今現在は使えない状況ですか。子どもたちって。

○教育部教育総務課主幹兼教育施設グループ長（迫 則男君）

今現在は使えない状況であります。

○委員（田中紗弥佳君）

先ほどお聴き、竹下委員がお聴きしたんですけども、22年って空調で家でも考えたら、結構頑張った空調だと思うんですけど、今後もそうやって小学校が出てきて特に山間部今から明日から寒くなるって言われて、ちょうど終業式に入るのでよかったんですけど。また1月からとなるとまだそこには間に合わないのかなと思うので。今、施設カルテとかいろいろつくられているとかお聴きしてるんですけども、ちょっと早め早めに予測ができるものはしていただいて子どもたちが少しでも快適に過ごせるように、壊れる前にちょっと対応っていうのは今後可能でしょうか。

○教育総務課長（林元義文君）

空調につきましては委員おっしゃるとおり今、各教室についておりましてもう必需品ではないかと思っているところがございます。空調の不具合が出る前に何らかのメッセージ等がリモコン等に表示されますので、そういったものを見ながら業者にエラーの番号とかそういったのを見てもらって修繕を進めていくわけではあるんですけども。あらかじめの予防というのはなかなか発見が難しいところではあります。今回のこの高千穂小についてもかなり年数が経っているところではあったんですけども、不具合が出るまでは順調に動いておりましたので、補正対応というところに今回なったところです。

○委員（田中紗弥佳君）

大体機械とかは寿命が多分ある程度予測はできると思いますし、特に山間部寒い地域だったり、夏はもう今熱中症とかも、子どもたちも室内でも多いですので、点検だったりとか今後また早めの対策をまたそちらもぜひ検討していただけたらと思います。

○教育部長（上小園拓也君）

電気製品ですので先ほど22年。よく使っていたというところでございます。先ほど教育総務課長のほうが申しあげましたとおり、事前にエラーメッセージ等が出てくるようであれば危ないなということで修繕にも入るんですが、今回の場合は突然だったということで対応ができなかったということでございます。ただいま田中委員からございましたとおりある程度年数が経過してくれば、間違いなく寿命が来るわけなので、早め早めの修繕というようなことでもございました。今回のやつは特別教室ですけども、普通教室につきましても、ほぼ一斉につけておりますので間違いなく今後、普通教室の空調設備につきましてもですね、同様に改修の時期がやってくるかというふうに思います。今後備えて教育委員会としましても、どのような形で今後の学校の空調設備を更新していくのかということも検討していきたいというふうに考えております。

○委員（塩月大志郎君）

先ほどの高千穂小学校、付随したんですけれども、特別教室のみの入替えて確認させてください。よろしいですか。

○教育部教育総務課主幹兼教育施設グループ長（迫 則男君）

今回故障いたしました図書室、音楽室、多目的教室の系統のエアコンの取替ということになります。

○委員（塩月大志郎君）

設置して22年ということなんですけれども、あそこは土地がら温泉の成分で、硫化水素で結構室外機とか壊れやすい地域でもあるのでよく22年持つてるなと思うんですけれども、ほかの教室とかは不備はございませんか。

○教育部教育総務課主幹（迫 則男君）

現在のところ、ほかの系統につきましては故障をしているということは、普通教室等につきましてはありません。主事室と外国語教室につきましては、ちょっと故障があるところがありますので、そちらのほうにつきましては修繕ができる範囲内ということでしたので、今後、予算を見ながら修繕のほうを行っていかうと考えております。

○委員（仮屋国治君）

説明資料5ページ、教育総務課、塚脇小学校の閉校記念式典の費用補助、記憶が定かであれば、佐々木小学校と大分金額に隔たりがあるような気がしておりますけれども、積算の違いの理由をお示しを頂きますか。

○教育部総務課長（林元義文君）

佐々木小学校につきましては、9月議会におきまして100万円、予算を認めていただいたところがあります。佐々木小の予算規模が約300万円というところで事業を考えておりまして、塚脇小につきましては約160万円規模で、閉校式典と関連事業をしたいというところで聞いております。半分近い差はあるんですけれども、記念誌の作成とか、閉校式典に係る事業を見たときに、80万円というところで今回お願いしているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

不公平感が出ないように適切に対処をお願いしたいと思います。もう1点、国分中央高校、小畑農場の災害復旧費ですけれども、そもそもここが浸水被害を受けた原因は何ですか。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

全体的な被害ということで、川には面しているところにはなるんですけれども、川を越えて水が入ってきたということではなくて、中に用水路が入っておりまして、その用水路の水位が上昇したことに流れなかったということでの最終的な排水路の内水的なものが原因になります。

○委員（仮屋国治君）

多分そうだろうなと思っておりますけれども、多分、大雨が降るたびにここ浸水してると思うんですよね。排水路、用水路の改良が必要なのであれば、その辺のところも検討をしていただきたいと思うんですが部長いかがですか。

○教育部長（上小園拓也君）

今、仮屋委員から御指摘のとおり、この小畑農場につきましては、被災したのは今回が初めてではないというのはございます。今回は、災害復旧ということで原状復帰、元どおりにする予算をお願いしているところなんですけれども、仮屋委員御指摘のとおり今後の小畑農場の在り方というものは、現在のままでいいのか検討する必要があるということは十分認識をしているところでございます。ただ現時点において具体的な検討というのはまだなされていないところなんですけれども、今後大変重要な課題であるということは認識をしているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

認識をしてるだけでは前に進みませんので、ぜひ検討のほうよろしく要望しておきます。

○委員（竹下智行君）

今のところの関連なんですけれども、現地調査させていただいたときに蔓無源氏の苗がほかのところ

からこちらのほうに移しているというふうな御説明があったんですけど、設備関係が故障等をしてる関係で、園芸のほうでできないものとか支障があるものというのが現在あるんですか。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

本日見ていただいた、温室、ビニールハウスにつきましては、通常は温室と10月ぐらいから保温して、温室を使用する花や野菜等の栽培を行っています。それですので、そちらのほうが出来ないということで、先ほど温熱マットを利用して、ああいう形でしている部分もありますし、農場内が土砂が入ってきて、その撤去作業がある間などは、生徒が農場内に入れない時期もありましたので、その際には、校内の花壇等を利用して工夫しながら、生徒の学習になるだけ影響がないようにということで、先生方に工夫していただきながら事業を進めていったところです。

○委員（竹下智行君）

年間の例えば植付けとか、そういったところで、工夫をされていると思うんですけど、やはり支障が出たものとか、育てられなかったものというのはないという理解でよろしいですか。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

委員御指摘のとおり、温室を利用した花とか野菜などは確かに、例年どおりには取り組めていないところではあります。

○委員（木野田誠君）

関連して水害があった8月から9月は路地の植付けの時期なんですけど、その辺の影響はどうだったかということ。それから、今回の補正は、補正の補正ということになりますから、前回の補正は調べれば分かるんですけど、ちょっと分かってたら教えてください。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

路地に植えていた作物につきましても、土砂がちょっと流入しておりましたので、土砂の部分を取り除いたりしながら、様子を見ながら栽培していったという現状がございます。工事請負費の予算につきましては、8月15日に専決いただいた補正の第4号で挙げておまして、今回は12月補正、今回のほうが2回目ということになります。最初に工事請負費として補正で挙げていたものが6,194万円の金額になります。

○委員（立和田広司君）

先ほど小畑農場の現地調査に行かせていただいたときに、被害の配置図頂いたんですけども、この写真を見ても結構浸水はしているんですけど、この赤の斜線以外の実習棟、作業場とかの被害等はなかったのでしょうか。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

今回の被害配置図につきましては、今回の工事請負費とする部分の図面にはなりますが、実際のところ全体的にやはり1mぐらい浸水しましたので、職員室や実習棟なども床上まで水が入ってきたという現状がございます。その際に、備品とかというものも浸水して使用できない状況になっておまして、備品購入費とかで、予算のほうは最初の専決のときに上げているところです。

○委員（稲留誠也君）

ちょっと農場に関連してのところになるんですけども、先ほど、現地調査で確認をさせていただきまして、ハウスの中の分電盤ですとか制御盤が浸水をしたと、今実際電気は通ってるけど使えてない状況だというふうに伺いまして、見た感じ1か所に割と集中しているようなイメージでありました。例えば、今後浸水する、今後の可能性とかも含めて例えば制御盤とかをもう少し高さを上げるのですとか、ある程度浸水しても、盤は守ることができて、ひいてはハウスの環境を何とか維持することができるような、そういった検討とかなされているもののでしょうか。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

今回は先ほどもありました、ほかの事業でもありましたとおり原状復旧という形ですので、現状のものが使えるように修繕する、取り替えるというような形にはなってくるかと思えます。

○委員（稲留誠也君）

今後も似たような、場所が変わらない限りはやはり水害が発生したときというのはやはり同じぐらいの高さまで行くことも想定されるのかなと思いますので、やはり盤がハウスの中の命になったりとかいう機器だと思しますので、また今後、そういった配置の見直しですとかも含めてまた検討していただきたいなことだけ申し添えておきます。

○委員（久木田大和君）

この国分中央高校の災害復旧に関する予算、今回補正が出たわけですがけれども、これからまた出てくる予算というのもあるんでしょうか。今回の一旦の災害復旧については終わるという認識でよろしいのか、お示しをください。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

小畑農場の災害による復旧につきましては、今回のものが最終であるというふうに認識しております。

○委員（久木田大和君）

説明資料の5ページの小学校施設補修事業と中学校のほうの補修事業に関してでありますけれども、第3回定例会でも同じような形で出てきていたかと思う。小学校で1,100万円と中学校で800万円。また、計上されたというのは、前回の見込み、それから当初予算の際にこの修繕費というのが、当初見込めなかったのか、なぜ補正になったのかについてお示しを頂けますか。

○教育総務課長（林元義文君）

今回お願いしている修繕につきましては、小学校が、向花小の事務室の空調、青葉小の消防設備の修繕、大田小職員室の空調修繕、中学校が、牧園中学校の消防設備の修繕、同じく牧園中学校の放送設備の修繕を今回お願いしているところでございます。消防設備につきましては、法定点検をする中で、不備があるという指摘を受けて、するものでございまして、空調の修繕につきましては、先ほどもありましたけれども、もう基盤等が空調、修繕するのに100万円ぐらいかかったりするものですから、この空調の修繕というのはあらかじめ、ちょっと予測するのが難しいところもございまして、今回お願いしているところでございます。

○委員（久木田大和君）

必要な予算に関しては、もう今回不測の事態が発生したために計上したという認識ではいるところでありまして、修繕費というのが先ほども木野田委員のほうでもありましたけれども、なかなか進まない。順番待ちでこういう突発的なものが入ってくるとどんどん後ろに下げられてしまったりとかですよ。必要な予算がしっかりと組めてないのではないかなというふうに考えるんですけど、そこについての見解を部長、求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

修繕の予算をもう少し確保しなさいというようなことだろうと思います。私どもも予算編成に当たりましては、各学校からいろんな不具合の状況とかそういうものを精査した上で、まずは児童生徒が安心安全に学べる環境に対して修繕の優先度を危険度の高いところから優先的にやっているところでございます。ただ実際それを積み上げていきますと、かなりの金額になってくるものですから、その中で、限られた財源の中で優先順位を決めて、予算措置がなされているというところでございます。ただ、今回のように不測の例えば空調関係とか、どうしても急がないといけないものをつきまして、このように年度途中で補正予算をお願いする場合もあろうかと思えます。今後につきましてもしっかりと精査した上で緊急度の高いものを優先的に予算を執行できるように、予算の確保に努めてまいりたいというふうに思います。

○委員（木野田誠君）

どうしても言いたくなるもので、発言させてもらいますけれども、さっき順番が決まっているという話でしたけど、恐らく、一つの県に言えば、例えば18番目に決まっていたら、恐らく二十何番目に行っていると思えますよ。これほどですね、危険度の高いものということが入ってくれば、いつまでたってもできないんですよ。ですから、思い切って1年間、大きな事業は休んで、小規模校あるいは中

山間地の学校の要望があるのを1年間でぱっと済ますような予算組みをしたらどうですか。これほどいつまでも頼んでもしてくれないしてくれない。子どもたちはどんどんどんどん成長して、6年間はすぐ過ぎていく。3年間はすぐ過ぎていくわけですよ。入学したときも壊れていた、卒業するときも同じように壊れていた。これでは子どもたちに公平性もないし、かわいそうではないかなというふうに私は思うんですけどどうですか。

○教育部長（上小園拓也君）

木野田委員から厳しい御意見を頂いたところでございます。ただいまの御意見は、今回だけでなくこれまでずっと指摘を受けているところでございます。私どもとしましては、先ほど申し上げましたとおり、子どもたちの安心安全を守るために何をまず優先すべきかということを考えながらも、予算の確保に努めていくということでございます。あと大規模な改修等を少しやめてというようなこともございましたけれども、これは、今現在、国分北小学校それから隼人中学校につきましてだけを長寿命化工事をやっておりますけれども、これも間もなく終了するところでございます。今後、どのような形で修繕を進めていくのかというようなところでもすね、また財源の確保に努めながら、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員（竹下智行君）

設備のところでちょっと総括をされているようなところで非常に聴きにくいんですけど、予算委員会ですのでちょっと気になってるところを聴かせてください。6ページの説明資料のところ、サン・あまりと天降川地区共同利用施設の高圧受電設備の老朽化とあるんですけども、こちらについて、もう既に何か不具合が生じているものがあるかということをもまず教えていただけますか。

○社会教育課長（久木田勇君）

具体的な不具合というのは、現在のところございませんが、サン・あまり、ホテル京セラの北側にございますが、こちらが昭和63年度に整備されて37年経過しております。天降川地区共同利用施設、こちらは京セラ隼人の東側にある施設ですけれども、昭和55年度に整備されて、45年経過しております。これまで軽微な機器の部品の取り替えですとか、キュービクル内の部分的な修繕、そういったところはやって、これまで持ってきたところなんですけど、実際、年1回点検を受けております。その中でも業者さんからはもう耐用年数を大幅に過ぎている。一般的に高圧受電設備、キュービクルと言われる箱の中にいろんな機器があるんですけども、一般的に20年から25年の耐用年数である。それをもう大幅に両施設とも超えているので、取り替えを推奨しますというような報告も受けていることから、今回の補正での計上に至ったところです。

○委員（竹下智行君）

霧島市内も老朽化している施設はほかにもあると思うんですけども、またこれから、保守点検等でここも寿命ですよというところが、まだ何箇所かあるんでしょうか。把握されてるところが何箇所ぐらいあるか教えていただけますか。

○社会教育課主幹（井上寛昭君）

施設の中には、更新時期と言われるものがあり、施設の中ではそれを超えているものもあります。そういうものにつきましては、緊急度、安全性、そういうものを考慮しながら予算化をしていきたいというふうに考えております。

○委員（竹下智行君）

現在のところは、件数自体はまだ把握していないという理解でよかったですか。

○社会教育課主幹（井上寛昭君）

おっしゃるとおり、件数というものは把握しておりません。

○委員長（松下太葵君）

ほかにありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで教育部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時34分」

「再開 午前10時36分」

○委員長（松下太葵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に消防局の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○消防局長（川崎敏朗君）

議案第123号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第8号）のうち、消防局所管の予算につきまして、その概要を説明いたします。予算書は3～5ページ、予算に関する説明書は9～10ページ、16ページ、20ページ、27ページ、予算説明資料は5ページです。隼人分遣所の高規格救急自動車は、経過年数及び走行距離から令和8年度に更新予定としていたところですが、今回、高規格救急自動車の購入に対する寄附があったことから、消防・救急体制の充実・強化を図ることを目的として、当該車両を整備するため今回の補正予算で新たに計上するものです。また、納期の関係から、この高規格救急自動車の購入に係る予算と、本年度内に納入予定であった消防ポンプ自動車の購入に係る予算を、次年度へ繰り越すものです。詳細につきましては、総務課長が説明申し上げますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○次長兼消防本部総務課長（松本哲郎君）

令和7年度一般会計補正予算（第8号）説明資料5ページをお開きください。（款）9消防費（項）1消防費（目）3消防施設費については、高規格救急自動車の購入費用としての指定寄附の申出があり、令和7年9月に2,400万円を受納しました。これを財源として、令和2年11月に購入した隼人分遣所の高規格救急自動車の更新を行うため、備品購入費3,531万7,000円、その他諸経費として、手数料、保険料、公課費で7万8,000円、合計3,539万5,000円を新たに計上するものです。財源としましては、先ほどご説明した2,400万円の指定寄附金以外に、緊急防災・減災事業債1,130万円を充当し、一般財源は9万5,000円となります。令和7年度一般会計補正予算（第8号）の5ページをお開きください。第2表繰越明許費補正の、1追加として、（款）9消防費（項）1消防費（事業名）常備消防車両更新事業、9,147万円を翌年度の令和8年度へ繰り越します。この内訳として、先ほどご説明しました指定寄附に係る高規格救急自動車は、入札から納入までに7～8ヶ月程度の期間を要し、令和7年度内の納入が間に合わない見込みであることから、事業費合計の3,539万5,000円を翌年度へ繰り越すものです。このほか、令和7年4月に指名競争入札を行い、4月24日に仮契約、6月議会で財産の取得に対する議決を得て7月2日に本契約となった中央署の消防ポンプ自動車CD-I型について、ベースとなる消防専用シャシーに排ガス規制の一部改正・マイナーチェンジがあったことから生産が大幅にずれ込んでおり、現時点で完成していない状況です。このシャシーが搬入された後に車体の艤装となることから、当初の納入期限であった令和8年3月に間に合わない見込みとなっています。このことから、この消防ポンプ自動車の購入に係る予算として、備品購入費5,599万円、その他諸経費として手数料、保険料、公課費で8万5,000円、合計5,607万5,000円を、翌年度へ繰り越すものです。この2台分の予算を合計し、繰越額は9,147万円となります。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（松下太葵君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（竹下智行君）

2,400万円の寄附があった。2,400万円の寄附ですよね。善意のですね、市民の方なのか、これ、すいません。この寄附をされた方は、霧島市民の方なのか、市外の方なのかそこをまずお示し頂けますか。

○消防局次長（松本哲郎君）

現時点で、寄附者本人が氏名等の個人情報を公表されることが御意向でないことから、詳しくはちょっと言えない状況となっております。

○委員（竹下智行君）

寄附がこれまでもあって、消防自動車のほうの購入に充てたというのがありましたけど、これまで寄附等が何件ぐらいあって、何台それに充てたかというのが分かりますか、トータルで。

○消防局次長（松本哲郎君）

令和元年からであればお答えします。中には一部と全額とありますけど、もう、一緒に言わせていただきます。令和元年に3件、3台の救急自動車に対してです。令和2年度が高規格救急自動車1台に対して1件、令和4年度が、高規格救急自動車1台に対して1件、あと令和5年に高規格救急自動車1台に対して、2件あったんですけど、1件は資機材購入に充てております。

○委員（竹下智行君）

最後に1点、すごく寄附ということで、消防自動車のほうに充てられるので、非常に有効なありがたい財源になっていくのかなと思うんですが、これは消防局のほうからホームページとか何か案内とか、これまで何かされて、こういうふうに寄附者の方が多いのか、そこあたりの要因とか、分かればお示し頂けますか。

○消防局次長（松本哲郎君）

そのような告知等は行っておりません。

○委員（塩月大志郎君）

先ほどの質問にちょっと付随して、今回救急車で2,400万円の御寄附があったと。すいません、私、勉強不足なのでちょっと教えてください。その後、備品購入費で3,531万円。私、わからないですけど、これ2,400万円購入費で充てて、さらにそこから救急車をつくるための備品で3,500万円充てたということですか。総額が掛かったってことですか。

○消防局次長（松本哲郎君）

ただいま委員のほうが言われました3,500万円は総額となります。その一部の2,400万円を寄附を頂いたということになります。

○委員（久木田大和君）

この予算について、近年の物価高騰分をしっかりと見込んで一般競争入札になる形で予算組みをするかと思うんですけれども、その高騰分等はしっかりと見込めているのかどうかお示しを頂ければと。

○消防局総務課経理係長兼装備係長（田中智絵君）

こちらのほうが、特殊な艤装をする車体であるものですから、一般競争入札ではなく、指名競争入札という形で入札を行う予定でおります。こちらの備品購入費の予算要求額につきましても、物価高騰等もしっかり見込んだ状態で要求をしているところでございます。

○委員（宮内 博君）

口述の後段の部分に、令和7年4月に指名競争入札、仮契約を行った消防ポンプ自動車CD-1型の関係についてでありますけれども、排ガスの一部規制というのは分かるんですけどマイナーチェンジがあったことで、このシャシーそのものの構造を変更を余儀なくされたということで、よろしいですか。

○消防局次長（松本哲郎君）

委員のおっしゃるとおりでございます。シャシー自体がもう入っていきませんので、艤装自体ができないこととなります。

○委員（宮内 博君）

シャシーの構造変更ということになると、当然価格帯についても、変更を余儀なくされるようなことになりはしないのかというふうに思いますけれども、その辺の仮契約等、今回、納入期までの件については、価格等の対応は大丈夫なんですか。

○消防局次長（松本哲郎君）

事業費のとおり、入札のとおり、そこに変更はございません。

○委員（木野田誠君）

寄附をされる方のあれは個人情報であり話せないということでありますけれども、市内の方だったのか市外の方だったのか、それぐらいいいんじゃないかなと思ったりもするんですけども。先ほど、令和になってからの寄附者の寄附採納の件数も教えていただきましたけども、大体寄附をされる方はどういう思いで寄附をされているのか。そこらをちょっと教えていただけたらと思います。

○消防局次長（松本哲郎君）

ここ最近の寄附者の方によりますと、親御様が亡くなられた御子息の方が、親御様のお名前を残したいとか、そういう意味で、ここ2件ぐらいそういうことが続いております。

○委員（木野田誠君）

であれば今度の救急車も、よく名前がついて何とか号とありますけど、そういう命名をされる予定ですか。

○消防局次長（松本哲郎君）

寄附者の意向によりますけど、今回の場合は、そこに名前の記載はしないでくれという意向で、別に、ナンバープレートであるとか、そういうところで御希望されているようでございます。まだはっきりとは決まっておきませんので。

○消防局消防本部総務課装備係主査（篠原幸平君）

本日の質問に対して少し訂正をさせていただきます。救急車のデザインに関しては、寄附者と協議を行いながら、名前を載せる載せないを決めていくようなものになっております。

○委員長（松下太葵君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで消防局への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時51分」

「再開 午後0時56分」

○委員長（松下太葵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、市民環境部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（末松正純君）

議案第123号令和7年度霧島市一般会計補正予算のうち、市民環境部所管の予算の概要について、説明いたします。歳入については、国庫支出金及び市債を減額するものです。歳出については、令和7年8月7日から8日にかけて発生した大雨により破損した浄化槽の修繕及び付帯設備交換等の費用への補助に要する経費の計上並びに（仮称）霧島市クリーンセンターの建設工事について、所要の経費の減額を行うほか、債務負担行為の補正を行うものです。詳細については、関係課長がそれぞれ説明しますので、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○環境衛生課長（四本久君）

環境衛生課に関する令和7年度一般会計補正予算（第8号）について、説明いたします。説明書の23から24ページ、説明資料の3ページをご覧ください。合併処理浄化槽設置整備事業につきましては、本年8月の記録的な大雨により破損した浄化槽の修繕及び付帯設備交換等の費用への補助について、緊急を要したため、既存予算を振替えて実施しました。それに伴い、当初予定していた事業ができなくなることから、今定例会において振替分の予算を補正計上するものです。特定財源として、循環型社会形成推進事業費補助金66万6,000円を充当しています。次に（仮称）霧島市クリーンセンター整備・運営事業につきましては、電力会社接続工事が10月までに終了し、当該工事費の精算により、

負担金額が減額となったことから、減額補正計上するものです。以上で説明を終わります。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

スポーツ・文化振興課に関する令和7年度一般会計補正予算の債務負担行為補正について説明いたします。予算書の6ページをご覧ください。第3表債務負担行為補正の追加は、霧島市春山緑地公園、霧島市国分児童体育館、霧島市台明寺溪谷公園、霧島市国分キャンプ海水浴場、霧島市小浜海水浴場、南公園、国分海浜公園、北公園の指定管理業務について、令和8年度から令和12年度までの5年間の指定管理料の限度額を、債務負担行為として設定するものです。なお、その限度額については、設備の法定点検料の改定や経済情勢の変化等により、指定管理料が変動する可能性があることから、これまでと同様、指定管理者との協定で定める管理費用としています。以上で説明を終わります。

○委員長（松下太葵君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員長（松下太葵君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（久木田大和君）

3ページ目の合併浄化槽の設置整備事業に関して、これ何件程度を見込んでいるのかお示しをいただけますか。

○環境衛生課長（四本 久君）

当該事業におきましては7件の不具合といたしますか、そちらのほうに対応しようというような計画でございます。

○委員（久木田大和君）

確認ですけれども、この災害で被災をした対応をしないといけないのが7件で、それを予算化されたということで間違いないでしょうか。

○環境衛生課長（四本 久君）

そのとおりでございます。

○委員（宮内 博君）

3ページのですね、クリーンセンターの関係でお尋ねをしたいと思います。今回、電力会社との接続工事が終了したということで負担金を減額をするというのですね、そういう説明をいただいているわけですが、減額は750万4,000円ということで示していただいているんですけども。この接続工事の関係については令和5年3月に1回減額の補正を組んだ経緯があったというふうに思うんですね。それは今回またさらに減額ということでもありますけれど、このクリーンセンターの工事については、当初計画からすると建設工事に係る部分について見てみますと187億3,300万円、当初ですね、から最終的には139億2,006万円ということで電力会社との契約の関係で減額。そしてその接続工事の関係で減額。さらにインフレスライドでは増額をしているというようなことですね、かなり変更が続いているという状況になっているんですけども。まず、それがそういう形で連続しているという背景ですね、その辺を説明してもらえませんか。

○環境衛生課長（四本 久君）

資料を別紙で配付させていただいております。資料1、2、3という形で配付させていただいております。1のほうを御覧いただけますでしょうか。右肩に資料1というふうに記載いたしております。この変更につきまして説明させていただきたいと思っております。委員おっしゃるようになってですね、変更を重ねてきたというような状況でございます。当初令和4年1月に事業者である川重・東洋特定建設工事共同企業体。こちらのほうとですね契約をさせていただいたのが162億1,950万円でございます。このうち建設工事費に関わるものというのが134億6,950万円。電力会社への接続負担金こちらのほうが27億5,000万円というような金額でございました。これにつきましては、私どものクリーンセンターのですねごみ処理施設というのが、熱回収型のいわゆる、ただのごみ処理能力だけではなくて、熱を回収して利用するというようなものじゃないと国庫の補助にならないというようなことか

ら、九州電力のほうに対して逆潮流、いわゆる売り電、売電こちらのほうをするような形での協議を進めてきたところ、その当時いわゆるこの地域の電力事情というのが、電気を使う分には問題はないんですが、売る場合、いわゆる逆潮流、九州電力のほうに電気を流すといった場合に、この地域がですね非常に太陽光が多いというような状況で飽和状態というようなことでございました。その関係でその当時は国分の春山にある変電所の変圧器を1基増設しないといけないというようなことで、増設した場合には27億5,000万円、これぐらいの金額がかかりますよという回答を受けておりましたので、補助対象事業という前提がございましたので、それを載せて工事契約という形でさせていただいております。そのうち九州電力のほうあるいは国のいろいろな情勢の中で電力をうまくバランスよく使っていこうというようなことで、ノンファーム型の接続というような形で、空き容量をうまく使ってというようなことでですね、改善といいますか、そういうような考え方に変わってきた状況でございます。その関係でこの令和5年3月に九州電力のほうから接続工事については5,270万円ですと、いわゆる27億5,000万円が5,270万円ですとというような回答を受けたためにこのような金額の減額補正をいたしました。そのあとインフレスライドを適用した、事業者からの値上げというような形の打診があったと同時に九州電力のほうからも186万円の値上げというような形での申出がありまして令和6年3月に変更契約をさらにしたというようなことで。この時点で合わせて139億2,006万円という金額でございます。今回ですね、九州電力のほうで接続工事に必要な工事が終了したということで10月までこの工事を完了させております。工事の内容といいますと電線を張り替えるとかあるいは開閉器を追加するとか、電圧調整機を設置するというような形の工事だったというふうには聴いております。その関係で精算をしたところ750万4,763円減額になりましたというような報告を受けまして、その分を減額するというような形で最終的に令和7年12月本議会に変更契約議案を載せさせていただいております合計した建設工事費が139億1,255万5,237円という金額で契約の変更をさせていただこうという案でございます。

○委員（宮内 博君）

今回で工事が完了するということでの精算というふうには受け止めたわけですが、そのほかに今後何か発生する精算に伴うようなものというのが想定されるのでしょうか。

○環境衛生課長（四本 久君）

（仮称）霧島市クリーンセンターの工事の引渡しというのが令和8年2月末になっております。でするので変更というのは今回は最後というような形で考えております。

○委員（仮屋国治君）

先ほど久木田委員の質疑で7件ということ、合併浄化槽の件でおっしゃってましたが、どここの浄化槽の修繕、補修ですか。

○環境衛生課長（四本 久君）

こちらにつきましては地域でよろしいでしょうか。地域を申し上げますと福山地区が3件になります。隼人地区が1件、国分地区が3件ということで7件を予定しています。

○委員（仮屋国治君）

普通の民家という理解でよろしいんですか。

○環境衛生課長（四本 久君）

はい、民間になります。

○委員（仮屋国治君）

これの7件あるという情報収集の方法というのはどのようにしてなさったのか。もしこれに漏れてらっしゃる住宅はないのか、その辺のところはどのように考えてらっしゃいますか。

○環境衛生課長（四本 久君）

この浄化槽につきましてはいわゆる浄化槽の管理者のほうで、災害の後点検をしたりとか、あるいは定期的な点検をされるその中で不具合が見いだされてこのような対応をすることになったということで、これ以上は出てこないのかなというふうには考えております。

○委員（仮屋国治君）

もう1点クリーンセンターのほうですけれども、減額補正ですけれども、財源を合併特例債470万減らしてらっしゃるんだけれども、実際もう7年度で合併特例債が終わるということを考えると、ほかの財源のほうを減らしたほうが使い勝手がよかったのではないかなとかいろいろ思ったりするわけですがその辺のところはどのように考えてらっしゃいますか。

○環境衛生課長（四本 久君）

非常に難しいあれで、財源につきましては財政課との協議によってこのような財源措置というか、減額措置になったというようなところでございます。

○委員（宮内 博君）

債務負担行為の関係でお尋ねをさせていただきます。今回、指定管理者との協定で定める管理費用ということで示しておりまして、5年間の管理費用については明確にされていないわけですね。それは物価高騰など変動の可能性があるということで、それを一つの理由にしているわけですが、従前です、今回で契約が切れる5年前の関係ではどうだったのか、実際にその限度額がどれぐらいだったのか、その辺はわかりますか。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

平成23年から27年の指定管理料の基準額価格から報告いたします。単年度ですけれども当時は3,480万8,000円これは消費税を抜いた額です。次に平成28年から令和2年の5年間これが4,264万6,000円。令和3年から令和7年そのときが4,941万7,000円です。この増えている要因は平成23年から27年のときが5施設だったんですけれども、次の期間の28年から令和2年のときには1施設増えています。さらに令和3年から令和7年の期間、このときは6施設から2施設増えて8施設となっております。今回提案しているのが同じく8施設というふうになります。

○委員（宮内 博君）

過去の経緯では施設数が増えてきたということによって実際上限額そのものが引き上がっているというような背景があるのかなというふうに思いますけれど。今回もそういう可能性といいますか管理施設が増えるということをお前提にして今の段階で限度額を示すことができないということになるのでしょうか。

○市民環境部長（末松正純君）

申し訳ありません。今の数字は恐らくですね基準額を言っていると思いますので限度額はもう一度確認をして報告をさせていただきます。ちょっと手元に準備をしてないようでございます。

○委員長（松下太葵君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで市民環境部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時15分」

「再開 午後 1時18分」

○委員長（松下太葵君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に、農林水産部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（寶徳 太君）

議案第123号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第8号）のうち、農林水産部所管の予算概要について説明します。今回の補正予算は、(款)6農林水産業費(項)1農業費(目)3農業振興費において、1,625万4,000円の増額、(款)11災害復旧費(項)1農林水産施設災害復旧費(目)2林業施

設災害復旧費において、3億1,795万2,000円を増額補正しようとするものです。また、そのほか水産業費の繰越明許費の追加、災害復旧費の繰越明許費及び地方債の変更をしようとするものです。詳細については、担当課長が説明しますので、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○農政畜産課長（有村 浩君）

予算に関する説明書は15、25ページ、予算説明資料は4ページ、新規事業等概略図は、2ページです。説明は、予算説明資料に基づいて説明しますので、4ページをお開きください。(目)農業振興費、農業再生産支援事業の補正予算は、8月の豪雨により農業用機械等が被災した生産者に対し、修繕・再取得する費用の一部を補助するもので、負担金補助及び交付金112万5,000円を追加計上するものです。財源については、全額、県補助金となっています。次に、鳥獣被害対策実践事業の補正予算は、猟友会に属する捕獲隊への捕獲指示の増加に伴い、報償費の不足が見込まれることから、1,512万9,000円を追加計上するものです。財源については、県補助金695万2,000円となっています。以上で、農政畜産課に関する補正予算の説明を終わります。

○林務水産課長（今吉秀志君）

予算に関する説明書は15、20、32ページ、予算説明資料は7ページです。まず、歳出予算の説明は、歳出予算説明資料に基づいて説明しますので、7ページをお開きください。(目)林業施設災害復旧費、現年補助林業施設災害復旧事業の補正予算は、8月の豪雨により被災した林道等の復旧のための事業費に不足が見込まれることから、委託料1,694万5,000円、工事請負費3億100万7,000円を追加計上するものです。財源については、県補助金2億8,020万3,000円、市債3,420万円となっています。また、予算書5ページ、第2表繰越明許費補正において(款)6農林水産業費(項)3水産業費(事業)漁港整備事業を、9,500万円追加し、(款)11災害復旧費(項)1農林水産施設災害復旧費(事業)林業施設災害復旧事業は、6億4,100万7,000円に変更しようとするものです。以上で、林務水産課に関する補正予算の説明を終わります。

○農林水産部長（寶徳 太君）

ただいま林務水産課から8号補正の災害復旧費の説明がございましたが、新人の議員さんもいらっしゃいますので、8月8日の災害に係る農林水産部関連の災害復旧費の全体額をちょっと申し上げたいと思います。既に4号補正と5号補正で、4号補正33億6,631万2,000円、5号補正で19億5,488万8,000円、今回の8号補正で、3億1,795万2,000円を追加計上しているということでございます。あわせまして、農林水産部関係の復旧費で、補正総額が56億3,915万2,000円となっております。これにつきましては、農林水産部の技術者も含めて、部一丸となって復旧に向けて、現在、事業を進めているところでございます。一応情報共有でした。

○委員長（松下太葵君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（久木田大和君）

ポンチ絵のほうにあります農業生産支援事業についてお伺いをいたします。今回のまず補助率のところ国が10分の3と県が10分の2ということで、半額が助成されるということでしょうか。

○農政畜産課主幹（宮原博和君）

ただいま久木田委員からございましたように、国が10分の3以内、県が10分の2以内で残りは自己負担となっております。

○委員（久木田大和君）

この中で、この事業自体は現在対象者がある程度特定された上での予算化になるのかそれとも、これから募集をする形になるのか、あと、もし分かっていたら、対象となる人数がどれぐらいなのかお示しいただけますか。

○農政畜産課主幹（宮原博和君）

この事業費につきましては、もう対象の方が特定されております。その内訳としましては、施設野菜のトマト生産者の方が1名、あと露地野菜の方が1名となっております。

○委員（竹下智行君）

この度、この事業で被災に備えて保険に加入するということが記載されてるんですけども、この保険料というのはこの限度額によって保険料というのは違うのか、そこの掛金というかそこあたりの考え方をまず教えていただけますか。

○農政畜産課主幹（宮原博和君）

まずこの保険に関する要件というところですが、被災した時点で保険に加入していない場合であっても対象にはなるんですけども、この補助事業を使って修繕なり、また新たに機械導入した場合は、再度被災する恐れがありますので、それに伴いまして、農業共済組合などの農機具共済とか、そのような保険に入ることが要件となっているところでございます。

○委員（竹下智行君）

すいません、ちょっと私も分からないのでちょっと教えてほしいんですけど、共済の保険料というのは、いろいろ限度額というのがあって、その金額は限度額によって掛金というのは違うのか、すいませんそこのところ教えてもらえますか。

○農政畜産課主幹（宮原博和君）

保険の取扱いが農業共済組合にありますので、私の知ってる知識の範囲ではございますけれども、その対象となる農業用機械の資産評価をいたしまして農業共済組合の職員の方が、それに基づいて、評価額を算定して、それに一定の掛け率、算式がありましてそれに基づいて保険料の算定。で被災した場合の保険金額の上限が定められると認識しております。

○委員（竹下智行君）

こっちの執行部のほうでは、今霧島市のほうでどれぐらいの方が欠けているかというのは、これは分からないという理解でよろしいですか。共済のほうが把握してるという理解でよろしいですか。

○農政畜産課主幹（宮原博和君）

竹下委員がおっしゃったとおり、農業共済組合で把握している内容でございますので、市のほうではどのぐらいの方が保険に加入してるということは把握はしておりません。

○委員（久木田大和君）

あともう1点、今回の災害によって機械等が被災された方いっぱいいらっしゃると思うんですけど、これに対象になってない方という、2名だけということであれば、被災自体は大分、少ないというか、ここに上がってきてない方もいらっしゃるかなと思うんですけど、そこら辺の対応についてはどのようになっているのかお示しを頂けますか。

○農政畜産課主幹（宮原博和君）

今、久木田委員からございましたように、今回の補助事業の対象になってる方は2名なんですけれども、トマトのハウス、施設が浸水したという方は5名いらっしゃいます。この補助事業の要件となっているのが、関連性のある被災した機械の修繕費、再取得費用が50万を超える場合が補助対象となります。それによりまして、ほかの3件の方につきましては、ハウスが浸水はしたんですけども、補助の対象となる修繕費用等が50万円を超えなかったため、対象となっていないというところでございます。補足をさせていただきます。一応、今回の対象となっている方たち、事業の対象となる方、被災した機械の修繕費用等が50万円を超えるという以前に対象になる方が、地域計画というものがございまして、その目標地図に位置付けられた方たちが対象となっております。もっと分かりやすく言いますと、その目標地図に位置付けられてる方というのは、認定農業者という方たちがおられます。農業で生計を立てている、霧島市の農業のいわゆる担い手と言われる方たちがその目標地図に位置付けられておりまして、今回はその中で被災をされて、対象となる修繕費用が50万円を超えた方が2件ということとなっております。

○委員（木野田誠君）

先ほど部長から、被害額の全体額を56億3,900万円というようなことで報告がありましたけれども、繰越しが非常に近頃多くなっている。この繰越しは認めざるを得ないような繰越しに近頃はなってきたんですけども、繰越しが、この農業の被害額の大体何%ぐらい繰越しになってきているのか分かりますか。

○農林水産部長（寶徳 太君）

はっきり申し上げれば、分かりません。今、国の査定が、12月中にやっと終わりました。今週の指名委員会で発注をかけています。これは、まずは耕地課がそういう動きをしております。林務の発注は1月中になる予定です。あとですね、補助事業の構造上、一旦は査定を受けますけど、それで、さらに補助率をあげられるような増嵩申請というのもあります。そういうこともございまして、これは、取りあえずは、これだけあれば必要であろうという予算ですので、当然、繰越しも発生する場合もございまして、その辺はまた3月補正等を目途に精査してまいりたいと考えております。

○委員（木野田誠君）

今、日程等も示してもらいましたが、ほとんどが繰越しになるというような理解でよろしいですか。

○農林水産部長（寶徳 太君）

令和8年の作付に向けて、特に耕地災害は、来年作付ができるように、職員が結構な労力を、時間外が結構あるんですけど、頑張っている最中でございます。そういうことですので、進捗率をできるだけ伸ばすように、繰越しが多くならないように努力しているという状況です。

○委員（今村純子君）

鳥獣対策被害事業について、お尋ねをしたいと思います。報償費の額を追加ということで書いてありますけれども、狩猟に係る電柵やわななどに関する助成などはあるのでしょうか。

○農政畜産課農政第1グループサブリーダー（鶴園和久君）

わなに係る助成については捕獲報償費になるんですけど、それ以外となりますと、侵入防止柵、いわゆる電気柵、ワイヤーメッシュ柵等の助成につきましては、国の事業、または市の事業がございまして、そちらを活用していただくこととなります。

○委員長（松下太葵君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで農林水産部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時35分」

「再 開 午後 1時38分」

○委員長（松下太葵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、商工観光部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○商工振興課長（立野 博君）

議案第123号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第8号）のうち、商工観光部商工観光施設課所管の予算の概要について、ご説明いたします。まず、一般会計補正予算（第8号）の5ページをご覧ください。本年8月7日から8日にかけての記録的な大雨により被災した隼人地区における新川溪谷遊歩道の災害復旧費について、繰越明許費補正を計上するものです。次に、一般会計補正予算（第8号）の6ページをご覧ください。指定管理者に係る債務負担行為の補正につきましては、今回の議会に提案しています霧島市浜之市ふれあいセンター、霧島市ウェルビーイングセンター及び霧島市国分障害者福祉体育館の指定管理者の指定に伴い、債務負担行為の追加として補正計上しようとするものです。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願い

いたします。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

商工観光施設課に関する令和7年度一般会計補正予算（第8号）について、ご説明いたします。まず、一般会計補正予算（第8号）の5ページの一番下をご覧ください。第2表繰越明許費補正、2変更の（款）11災害復旧費、（項）4その他公共施設・公用施設災害復旧費の公共施設災害復旧事業になります。本年8月7日から8日にかけての記録的な大雨により被災した新川溪谷遊歩道の災害復旧については、国道223号牧園町塩浸温泉から日の出温泉・きのこの里区間における県の応急工事が終了し、通行止めが解除された10月17日以降に現地調査を含む詳細な設計業務への着手となりました。現在、工事発注に向けて準備を進めているところですが、今年度中の標準工期が確保できなくなったため、今回、繰越明許費補正を計上するものです。金額については、補正前の7,850万円に当該復旧に係る工事請負費の予算額800万円を補正計上し、補正後が8,650万円となります。次に、各指定管理業務の補正予算になります。令和7年度一般会計補正予算（第8号）の6ページをお開きください。第3表債務負担行為補正、1追加の霧島市浜之市ふれあいセンター指定管理業務、霧島市ウェルビーイングセンター及び霧島市国分障害者福祉体育館指定管理業務については、今回の議会に提案しています。令和8年度からの指定管理予定施設のうち、指定管理料が発生する施設区分ごとの指定管理料について、債務負担行為の追加として補正計上しようとするものです。各指定管理業務の指定期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間で、限度額については、設備の法定点検料の改定や経済情勢の変化等により、指定管理料が変動する可能性があることから、これまでと同様、指定管理者との協定で定める管理費用としたところですが、以上で、商工観光施設課に関する補正予算の説明を終わります。

○委員長（松下太葵君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（久木田大和君）

ただいまの口述書の中で、ちょっと分からなかったので確認をさせてください。工事発注に向けて準備を、新川溪谷遊歩道の件で設計業務への着手となりましたということで、これは工事費で800万円ということで、設計の費用なのか、工事の費用なのかという、工事の費用だと思っているんですが、そこについてちょっと確認をさせてください。

○商工観光施設課主幹（松崎義美君）

工事費の予算になります。

○委員（宮内 博君）

債務負担行為の関係でお尋ねをいたしますけれども、今回限度額を明記をしていないわけですね。様々な物価高騰等も含めた諸事情からですね、これを示していないという口述はあるんですけど、継続してこれまで事業者が指定管理料として事業者を支払っていた料金、それがどういうふうになるかというのは、お示しできますか。

○商工観光施設課主幹（松崎義美君）

今の御質問は年度間で変動があったかというようなことと受け止めておりますけれども、これまで前期も含めてですけども、例えばコロナの影響を受けた年もございました。そのときには、減収分について補填をした経緯がございます。例えば、令和2年度についてはコロナの影響による減収補填ということで、65万9,000円の補填をしてきております。3年度については、コロナ補填プラス修繕料等の補填等もございまして、それが69万1,020円というようなことで、これまで、その年度において補填をすることでの変動といった経緯がございます。

○委員（宮内 博君）

5年間の計画のですね、ここに表記されてるのは限度額ということで表記をされてるわけですね。限度額というのは一番最高額ということで、当然示されるわけで、それを下回る金額であれば容認されるという解釈が成り立つのではないかというふうに思うんですけど、そこも示すことができない。

今おっしゃったように、コロナ感染症とかですね、そういう日常生活にこれまでなかった特異な状況等があれば、当然ありうる話なんだけれど、そういうことをどこのところで加味するのかという話なんでしょうけれど、いわゆる提案を受ける側としてはですよ、その金額が大体どれぐらいになるのかというのが示されないと非常に不安になるといいますかね、そういう状況があるものですから、できれば、その辺のところのしっかりした説明をできるようにお願いをしたいということでもあります。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

限度額を記載するとなると、指定管理料の見直し、増額等がある度に債務負担行為の補正を提案しなければならぬところもありますし、債務負担行為の設定については、その設定をした年度において補正はできますけれども、今年度できないため、今回のような形で指定管理者との協定で定める管理費用という形で、全庁的に指定管理者の債務負担行為の補正に係る限度額はこのような記載となっているところです。

○委員（宮内 博君）

少なくともそのどれぐらいの基準でというのはあるんですよね。限度があったとしても、基準額として、もう漠としたものではないはずなんですけど。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

原油価格の高騰、指定管理者との管理業務リスク分担表においては、原油価格等の変動については、原油価格の高騰による影響額80%を超える部分に関しては市の負担という形になりますので、毎年度、今の時期になりますけれども、今の時点での原油価格の高騰がどれぐらい見込まれるのかを、その年度ごとの今の時期ぐらいに調査をいたしまして、また、補填をするかどうかの判断になってくるかと思えます。

○委員（宮内 博君）

もうウェルビーイングセンターについては今期からということですので、過去の実績等は示すことはできないと思うんですけど、浜之市の関係については、幾らぐらい払ってきたのかというのは報告できますよね。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

今回の浜之市の指定管理に関しての最初、基準価格を出しておりますけれども、浜之市ふれあいセンターに関しては455万7,000円という形で、これは税抜き価格になりますけれども、そういう基準価格で募集しております。実際、指定管理候補者が今度提案してきた額は、同じく455万7,000円、先ほど言ったとおり税抜き価格になります。実績といいますと、今の令和3年から7年度が今、今度の3月末で指定管理期間は一旦終わります、8年度からになるんですけれども、今の実績額となると、今の指定期間3年度から7年度までの分という形でよろしいでしょうか。補填の価格も含めた形でまた後ほどお伝えしたいと思います。

○委員（宮内 博君）

先ほど基準額455万7,000円というのは、5年間ですか。それとも単年度。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

単年度の年額になります。

○委員長（松下太葵君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで商工観光部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時51分」

「再開 午後 2時01分」

△ 議案第127号 令和7年度霧島市温泉供給特別会計補正予算（第2号）について

○委員長（松下太葵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第127号令和7年度霧島市温泉供給特別会計補正予算（第2号）についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（三島由起博君）

議案第127号令和7年度霧島市温泉供給特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。今回の補正予算につきましては、本年7月10日に発生した土砂災害の復旧に伴い予算措置した繰入金と、支出の平準化を行うため、市債を充当する財源組替の予算措置を行うものです。詳細につきましては、霧島副総合支所長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○霧島総合支所副総合支所長（貴島俊一君）

説明いたします。令和7年度温泉供給特別会計補正予算（第2号）に関する説明書の6ページをご覧ください。歳入予算は、繰入金3,000万円を減額計上し、市債3,000万円を増額計上しております。詳細につきましては、8ページから9ページをご確認ください。次に、歳出予算については、7ページをご覧ください。歳入予算で説明した繰入金の減額と市債の増額について、(款)1総務費において、財源組替を行うものです。なお、詳細は、10ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○委員長（松下太葵君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回の補正はその財源について繰入金で賄おうとしていたものを市債の発行で行うと。それで部長口述に市債の平準化というふうにありますけれども、そこをちょっと説明してもらえませんか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（入來克浩君）

来年度温泉蒸気井のかいぼり工事のほうを予定しておりまして、多額の工事費が必要になることから、昨今の金利上昇も踏まえて金利の低い災害復旧事業債のほうを借入れをしておき、蒸気井のかいぼり工事のほうに基金を充てたいというふうを考えております。一応かいいぼり工事のほうの予算のほうが一応5,000万円必要となるというところが理由になっております。

○委員（宮内 博君）

今回温泉施設災害復旧事業債を活用するというので3,000万円なんですが、利息については4%以内ということでありましてけれども、後々地方交付税で措置されるのは借入れた額のどれぐらいになるんですか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（入來克浩君）

交付税措置のほうはございません。

○委員（宮内 博君）

交付税措置はないわけですね。そうしますとその償還期限というのはどれぐらい。

○霧島総合支所市民生活課主幹（入來克浩君）

10年で返済するというようになっております。

○委員長（松下太葵君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで議案第127号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時06分」

「再開 午後 2時09分」

○委員長（松下太葵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。商工観光部より発言の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

先程宮内委員のほうから質問がありました。現指定期間の指定管理料になりますけれども、補填を含めた金額を申し上げます。令和3年度に関しては360万4,920円。令和4年度が383万8,100円。令和5年度については372万9,200円。令和6年度は395万1,400円になります。なお令和7年度まだ年度途中ですので現時点ではありません。

○委員長（松下太葵君）

次に議案第123号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第8号）について、建設部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（三島由起博君）

議案第123号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第8号）の建設部所管の予算の概要について、ご説明いたします。今回の補正予算は、市営住宅の修繕料の増加に伴う費用及び8月の大雨により被災した道路施設の復旧に係る経費で、款）土木費 で総額1,720万6,000円、款）災害復旧費で総額2億1,500万円を計上しています。併せて、款）民生費で総額3億5,140万7,000円、及び 款）土木費で総額1億4,495万8,000円の繰越明許費と都市公園の指定管理者の指定に係る債務負担行為を設定しようとするものです。以上、建設部で所管する歳出予算の概要について、説明を終わりますが、その詳細につきましては、引き続き、各課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

建設施設管理課に関する令和7年度 霧島市一般会計補正予算（第8号）について、ご説明いたします。補正予算説明資料7ページ、予算に関する説明書は33ページになります。（款）11災害復旧費（項）2公共土木施設災害復旧費（目）1土木施設災害復旧費（目）土木施設災害復旧費の現年単独道路施設災害復旧事業2億1,500万円は令和7年8月7日から8日にかけて発生した豪雨により被災した市道等の速やかな復旧を図るための費用を追加計上しています。公共土木施設災害応急対策に伴う委託料が、今後不足することが想定されるため、気象状況による変動や過去の同時期の実績から不足分を計上するものです。

○建築住宅課長（末永明弘君）

建築住宅課に関する令和7年度 霧島市一般会計補正予算（第8号）について、ご説明いたします。補正予算説明資料4ページ、予算に関する説明書は26ページになります。（款）8土木費（項）6住宅費（目）1住宅管理費市営住宅維持管理事業の補正額1,720万6,000円は、今年度の入居希望者数が想定を上回ったことに伴い、修繕料の不足が見込まれることから追加計上するものです。

○土木課長（笛田純一君）

予算書5ページ第2表繰越明許費補正について、ご説明いたします。（款）8土木費（項）2道路橋梁費 幹線市道整備事業の2億6,545万8,000円のうち1億4,495万8,000円の変更は、(仮称)霧島スマートインターチェンジに係る費用で、工事請負費、公有財産購入費、補償補填及び賠償金、使用料及び賃借料で、耕作者との工事発注時期や同スマートインターチェンジの事業をNEXCO西日本九州支社と共同で進めているため、用地を取得しようとする地権者が同一箇所もあり、調整に期間を要することから、工期の確保が困難なため、繰越しようとするものです。

○建築指導課長（溝口幸三君）

（款）3民生費（項）4災害救助費 災害救助事業の5億8,820万7,000円のうち3億5,140万7,000円は、災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する経費で、年度内の完了が困難なことから繰越しようとするものです。

○区画整理課長（岩元龍己君）

(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費 土地区画整理事業の 1,000 万円は、隼人駅前地区土地区画整理事業の特殊道路ほか舗装工事に係る工事請負費です。当該箇所は、隼人駅東西自由通路と近接し、現在、東西自由通路の工事ヤードとして使用しており、今後、東西自由通路の完成後の施工となることから、繰越しようとするものです。

○建設施設管理課長 (安田善郎君)

予算書 6 ページ第 3 表債務負担行為補正、補正予算に関する説明書 35 ページの債務負担行為に関する調書について、ご説明いたします。隼人駅前公園ほか 37 施設の指定管理者の指定については、今回の議会に議案第 97 号指定管理者の指定についてを提案しているところです。令和 8 年度からの指定管理予定施設のうち、指定管理料が発生する施設区分ごとの指定管理料について、追加を行おうとするものです。隼人駅前公園ほか 37 公園の指定管理業務の指定期間は、いずれも令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間で、限度額につきましては、設備の法定点検料の改定や経済情勢の変化等により、指定管理料が変動する可能性があることから、これまでと同様指定管理者との協定で定める管理費用とするものです。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長 (松下太葵君)

少し休憩をお願いします。

「休 憩 午後 2 時 17 分」

「再 開 午後 2 時 17 分」

○委員長 (松下太葵君)

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員 (宮内 博君)

説明資料の 7 ページのですね、土木施設災害復旧費の関係で 2 億 1,500 万円今回補正をするということになっているんですけど、予算書の中でもこのいわゆる国県支出金、地方債、その他の財源の活用ではなくて、全て一般財源ということですね、示されております。その理由をちょっと説明してください。

○建設施設管理課主幹 (前田裕明君)

こちらの費用につきましては公共土木施設災害応急対策業務委託、異常気象時において施設の異常欠陥等が発見された場合、交通事故等の速やかな応急対策の費用でございます。主な業務といたしましては崩土除去とか落石除去、道路啓開を早急に進める上で公共の国の予算を使わない市費の予算の中で早急に対策をする上での予算となります。

○委員 (宮内 博君)

もう既に 8 月の豪雨災害があつてからですね。4 か月近く経過をしているということではありますが、これまでもこの種の事業費を投入をして、早期に通行可能な道路にするとかですね、土砂の撤去したりというようなことは行っているというふうに思いますけれども、それに類するような事業で今回不足が見込まれるということですので理解すればよろしいですか。

○建設施設管理課長 (安田善郎君)

今回の 8 月の豪雨はかなりのものがありました。その中で今おっしゃいましたように、まずは道路の開放のために土砂の除去を優先しました。その後もやはりその土砂を仮置き持っていたり、それとか路肩部分に残った土なんかもございます。その部分もまだ、土砂の処分とかそういうところにもかかりますし、それと、例年のところで、今後また通常はやはり雪、これからの季節そういうところのいろんな予算をちょっとかいて見たところ、ちょっと不足分が生じるということで、やはり土の処分等がまだ、通れるんですけど横が通れないところとか、残っているとありますので、そちらのほ

うでまた必要なお金であります。

○委員（竹下智行君）

市営住宅の維持管理事業の4ページ、説明資料の4ページなんですけれども、今回豪雨災害等で入居者の希望者が増えたのかなと思うんですけども、当初、何件の予定をしていて、補正のほうでは何件増えるという予定での数字なのかそこをちょっと教えていただけますか。

○建築住宅課長（末永明弘君）

当初では27戸の修繕を予定しておりましたが、11月時点で23戸の修繕を行っておりまして、あとまだ数か月残っている段階で修繕料の予算が不足したので、プラスで17戸の修繕の補正予算を組んでおります。あわせて39戸の住宅の修繕の修繕料になります。

○委員（竹下智行君）

その修繕の内容というのは例えばどういうふうな修繕の内容があるんですか。

○建築住宅課長（末永明弘君）

新しく入居する方に対して、前の入居者が退去した後に、汚れとか、あと壊れてる機能が損なわれているものとかの取替とかをして、新しい入居者の方に住んでいただくための修繕になります。

○委員（竹下智行君）

具体的なところを教えてください。

○建築住宅課長（末永明弘君）

壁が傷んでいけば壁の張り替え、壁が汚れていけば壁のクリーニング、屋根も同様でございます。設備に関しては、流し台がもう劣化して使い物にならなければ取り替えますし、クリーニングで対応できるものはクリーニングで対応しますし、さっし等も滑りが悪ければ戸車等を交換しますし、生活に支障がないような形で個々の詳細を見させていただいて修繕を行っております。

○委員（木野田誠君）

住宅のことですけども、これは災害とは関係なく増えたということですかね。

○建築住宅課長（末永明弘君）

災害の一時入居は除いております。新しく入居される方で、ただ災害入居されてる方で、通常入居に移行される方もいらっしゃいますので、その方については、新たに修繕が必要な場所は住宅の修繕は併せて行っております。

○委員（木野田誠君）

であれば、どの地区の住宅が想定を上回ったのか示してください。

○建築住宅課長（末永明弘君）

27戸については市全体の27戸で想定しておりますので、どこが想定を上回ったというよりは、市全体として想定を上回ったというふうな状況でございます。

○委員（木野田誠君）

以前、予算だったか産業建設常任委員会だったか分かりませんが、住宅の修理をするのに、入居前じゃなくてずっと以前に修理をして、そこを見せてあげて入居してもらうような形をとったほうがいいのではないかというような話があったわけですけども、そういうところの議論を踏まえての前もってのこういう準備になったのか、それは関係ないことなのかお示してください。

○建築技監（侍園賢二君）

今までも、前もって修理をしておいて入れたほうが良いという話は頂いておりましたけれども、次入る人がいつ入るのか分からない中で修繕を済ましてしまうと、クロスが焼けたり、ほかのところは傷みが出てきたりするものですから、やはり入居が決まってから修繕するというので、ずっとそこはそういう考えで通しておりました。ただ少しでもそういう予算的な余裕があった場合にはそういうことも可能かなとは思ったんですが、やはり今の状況とすれば、入居が決まってから、それに応じて、工事をして、修繕をして入れていくということになっておりますので、そこについては、先にという考え方もあるんですけどなかなかそういう、どこに入るというのが分からないものですから、なかなか

かそういうことができないのかなという状況です。

○委員（木野田誠君）

であれば27戸ということですが、速やかな入居ができる状態であるというような理解でいいんですか。

○建築技監（侍園賢二君）

今回もこういう補正予算を組んだんですけども、27戸というのは当初予定していた戸数で今度17戸補正でまた組むということなんですけど、あらかじめ修理をしておくための補正予算ではなくて、やはり入居者が出てきて、ここに入りたいということが決まってから、修理をするという方向になっております。

○委員長（松下太葵君）

ほかにありませんか。ないようですので、これで建設部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時29分」

「再 開 午後 2時31分」

△ 議案第128号 令和7年度霧島市水道事業会計補正予算（第1号）について

○委員長（松下太葵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第128号令和7年度霧島市水道事業会計補正予算（第1号）の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

議案第128号令和7年度霧島市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、その概要をご説明申し上げます。今回の補正予算は、令和7年8月7日から8日にかけて発生した豪雨により被災した隼人地区 奥新川水源導水管の速やかな復旧を図るものです。詳細については、上下水道総務課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

議案第128号令和7年度霧島市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。令和7年度霧島市水道事業会計補正予算（第1号）説明資料の2ページをご覧ください。（款）1水道事業資本的支出（項）1建設改良費（目）4災害復旧事業費について、実施設計業務委託の経費として委託料に4,000万円を、電柱移転のための経費として補償費に300万円を、復旧工事の経費として工事請負費に4億円を、合わせて4億4,300万円を新たに計上するものです。特定財源について、国庫負担金として現年補助土木災害復旧費2億8,680万円、企業債として地方公営企業災害復旧事業債1億5,620万円をそれぞれ計上しています。国庫負担金の内訳は、委託料4,000万円の2分の1の2,000万円、工事請負費4億円の100分の66.7の2億6,680万円です。以上で、説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（松下太葵君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

今回の補正予算は、崩落した導水管の災害復旧を行うということに必要な事業費ということで計上されているということになっているんですけど、崩落したその導水管というのは嘉例川の上にかかっているものであるわけですけど、それを今、そうですね牧園方面に向かって、左側のほうに導水管があったわけですけど、それは直接その川の激流を受けて橋脚部分が侵食をされて崩落するとい

うようなことになって、本管そのものが崩落をしたということになったわけです。断水の最大の要因がそこにあるわけですが、これを受けて、橋のいわゆる上流部分ではなくて、下流部分に導水管を移設をしたほうが、安全性からいっても高まるのではないかという議論があったかというふうに思いますけれど、その件については、今回の災害復旧事業については、どのような手法で行われるのかという点について、お聴かせをください。

○水道工務課長（養田 健君）

今回の導水管の被災原因といたしましては、今、委員が言われたとおり、2級河川の嘉例川が豪雨により、河川水位が上昇し、新川1号橋の上流側にあった。水管橋の橋台が侵食され、落橋したと思われまます。復旧については、被災原因の除去のため、下流側に水管橋を設置し、またその橋台につきましましては、基礎杭で対応する予定としております。今回の豪雨で旧国道の新川1号橋も支障がなかったことから、今回の復旧工法で同等の豪雨があったとしても、問題はないと考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

ということは、今までは上流部分に導水管があったけれども、下流部分に移し替えて、安全性を高めた上で新たな工事を行うということで理解でよろしいんですね。

○水道工務課長（養田 健君）

今、宮内委員が言われたとおり、そのとおりでございます。

○委員（久木田大和君）

今回の企業債を発行するに当たっての、この企業債の利率的なものはどれぐらいかということと、あと、交付金措置があるのかどうかお示しを頂けますか。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

利率は1.5%となっております、償還期間10年以内を予定しております。特別交付税については、現在、財政当局と協議中でございますが、元利償還金の50%の予定です。

○委員長（松下太葵君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第128号への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時38分」

「再開 午後 2時50分」

○委員長（松下太葵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。市民環境部より、先ほどの回答がありますので、発言の許可をします。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

先ほど宮内委員から限度額に関する御質問がありましたので、お答えいたします。前回の令和3年度から令和7年度の債務負担行為、補正と同様、限度額につきましては、指定管理者との協定で定める管理費用としております。過去4年間の契約の実績をお答えしてよろしいでしょうか。それでは市民環境部が所管する、霧島市春山緑地公園、霧島市国分児童体育館、南公園、国分海浜公園、北公園のみになりますが、令和3年度から令和6年度の補填額も含めました指定管理料をお答えします。令和3年度が3,796万8,280円、令和4年度が3,893万8,856円、令和5年度が3,957万3,306円、令和6年度が3,921万1,663円となっております。

○委員長（松下太葵君）

次に、議案第123号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第8号）について保健福祉部の審査を行い

ます。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

議案第123号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第8号）のうち、保健福祉部所管の予算の概要について、説明いたします。今回の補正予算の主なものとしましては、社会福祉総務費の介護保険特別会計繰出金において、令和7年度税制改正に伴うシステム改修に要する経費を計上しました。また、障がい者福祉費の障害児通所給付事業、児童措置費の児童扶養手当支給事業及びこども育成支援費の子どものための教育・保育給付事業において、不足が見込まれる経費など、所要の経費を計上するものです。併せて、民生費で追加、衛生費で変更の繰越明許費を設定しようとするものです。詳細については、担当課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○長寿介護課長（富田正人君）

はじめに、長寿介護課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は10、21ページ、予算説明資料は2ページです。予算説明資料2ページ、社会福祉総務費の介護保険特別会計繰出金については、令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階見直しに係るシステム改修に要する経費の特別会計への繰出金46万2,000円を追加計上しました。以上で、長寿介護課関係の説明を終わります。

○障害福祉課長（富吉有香君）

続きまして、障害福祉課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は9～10、12、14、21ページ、予算説明資料は2ページです。予算説明資料2ページ、障がい者福祉費の障害児通所給付事業については、障害福祉サービス利用者の増加により、扶助費等の不足が見込まれることから、2億970万7,000円を追加計上しました。特定財源として、国庫負担金1億104万5,000円、県負担金5,052万3,000円を充当しています。以上で、障害福祉課関係の説明を終わります。

○子育て支援課長（村岡新一君）

続きまして、子育て支援課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は9～10、12、14～15、22ページ、予算説明資料は2～3ページです。予算説明資料2ページ、児童措置費の児童扶養手当支給事業については、事業費の不足が見込まれることから、所要の経費847万8,000円を追加計上しました。特定財源として、国庫負担金282万5,000円を充当しています。次に予算説明資料3ページ、こども育成支援費の子どものための教育・保育給付事業については、同じく事業費の不足が見込まれることから、所要の経費5億1,886万8,000円を追加計上しました。特定財源として、国庫負担金2億4,418万2,000円、県負担金1億177万1,000円、県補助金2,888万2,000円を充当しています。なお、予算書5ページ 第2表繰越明許費補正の1追加における、民生費、社会福祉費、社会福祉施設整備事業は、こども館のエレベーター改修について、年度内の完成が困難であることが判明したことから、工期延長を行うため、新たに繰越明許費の設定を行うものです。以上で、子育て支援課関係の説明を終わります。

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

続きまして、健康増進課関係予算について、説明いたします。予算書5ページ、第2表繰越明許費補正の2変更における、衛生費、保健衛生費、（仮称）霧島市総合保健センター整備事業において、国分保健センター解体工事等については、霧島市総合保健センターへの移転後の工事となるため1億9,914万1,000円に変更しています。以上で、議案第123号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第8号）の保健福祉部関係予算の説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（松下太葵君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（竹下智行君）

障害児通所給付事業についてお尋ねします。こちらのほうはそれぞれ放課後等デイサービスとか、こういったところが、実績が増えていたんだろうなと思うんですけども、ここのそれぞれのサービスの実績がどういうふうに関後増えていくと、数字的に増えていくという予測で補正をされてるのか、

そこを教えてください。

○障害福祉課主幹（富永 良君）

こちらにつきましては、今回の補正予算を計上するに当たりまして、3月から8月については、今年度の実績額を基にし、9月以降の見込額につきましては、令和6年度と7年度の伸び率を基に、前年度の同月実績に乗じた金額を算出して計上したところでしたけれども、主に伸びている部分としましては、児童発達支援のほうで、昨年の3月から8月の1人当たりの利用料の増加という部分も含めてだったんですけれども、昨年度が652名に対して、令和7年3月から令和7年8月が655名ですね。利用料が1人当たり、7.1日の利用に対して7.7日ということで、大体7.7%ほど半年で増加しているところがありましたので、児童発達支援については半年当たりで3,700万円程度増加しているところなんです。あともう一つの要因が、放課後等デイサービスのほうが一番大きいところになるんですけれどもこちらは、利用者のほうで、昨年の半年間で見たとときに839名に対して917名ということで、利用者の伸びが半年で109.3%伸びておりまして約7,000万円程度伸びている状況です。あともう一つは、保育所等訪問支援のサービスがあるんですけれども、こちらにつきましては利用者が、昨年が半年で169名に対して、今年が183名ということで108.3%伸びたところでしたが、こちらの扶助費については、半年で約100万円程度伸びているということが要因かと思われます。

○委員（宮内 博君）

5ページの繰越明許費の関係で、社会福祉施設整備事業費、これはこども館のエレベーターの関係だということですが、繰越額が5,550万円ということで報告があるわけですが、ここに至った経緯等について説明をしてもらえませんか。

○子育て支援課主幹（米元利貴君）

エレベーターへの改修の繰越しにつきましては、業者の人手不足によるもので、年度内の施工が困難であることが判明したことから、繰越明許費を設定しようとするものです。

○委員（宮内 博君）

改修が必要とされるまず状況ですね、そのことについて。

○子育て支援課主幹（米元利貴君）

当初、こども館のオープンの際には、エレベーターは改修しておりませんで、もともと展望台として整備されたときの状況のまま、今、こども館として営業しておりまして、老朽化もしてきておりまして、その更新のためにエレベーターの改修をしようとするものです。

○委員（宮内 博君）

老朽化が主な原因ということですが、ということは、何らかの不具合があってその原因が、やはり老朽化によるものだという結論に至ったと、こういう理解でいいんですかね。

○子育て支援課主幹（米元利貴君）

現時点では特に不具合等は生じていないところですが、やはり子どもが利用するということで、安全面を考慮しての予防的改修という形になります。

○委員（久木田大和君）

説明資料2ページの児童措置費のほうに関しても不足額が見込まれているということなんですけれども、こちらを計上するに至った経緯について、あと、不足が生じた要因として何かあるかお示しを頂けますか。

○子育て支援課主幹（米元利貴君）

児童扶養手当につきましては、令和6年11月に制度が拡充されておりまして、1年間を通しての実績というのがない状況の中で、令和7年度の予算を編成しているところです。予算の計上に当たりまして、令和6年度と比較いたしまして、3%程度の伸びになるということで想定いたしまして計上したところですが、4%増程度で推移していく見込みとなったことから、3月支給の分が支払えないというふうに判断いたしまして、今回の補正予算の計上となっております。

○委員（仮屋国治君）

先ほどの竹下委員の質疑で、説明があったのは1億円程度の増加というふうにしかな受け止められなかったんですが、5億円ほどの補正を組んでるわけですから、こんだけ多くの額の補正を組む理由をもう一度、具体的にお示しいただけませんか。項目が違ったそうで申し訳ない。保育事業で5億1,800万円組んでありますけれども、これだけ多額の補正を組む要因をお示しを頂けますか。

○子育て支援課主幹（中村真貴子君）

令和7年度当初予算見積り時点で、令和6年度人事院勧告を踏まえた人件費の平均上昇率を継承して、令和6年度の改定後公定価格の合計が、令和5年度のそれよりも増となりました。その令和6年度4月から9月と、10月から3月の実績額の上昇率を計算したところ、上昇率が130%となり、これを、今年度の4月から9月の公定価格に反映させたところ、今回の額となりました。

○委員（仮屋国治君）

人件費の上昇、増加ということによろしいですか。

○子育て支援課主幹（中村真貴子君）

この扶助費が人件費に係るものになります。人事院勧告の公定価格の上昇によるものであります。

○委員（竹下智行君）

介護保険料の標準段階見直しに係るシステム改修についてなんですけども、電算システムの改修ということで、これは具体的には例えばどういうものなのか、そのソフトの入替えて、人件費のほうも掛かっているのか、この46万2,000円の内訳というのはどういうふうになっているのか、そこをお示しいただければと思います。

○長寿介護課長（富田正人君）

こちらのほうはまた特別会計のほうでも予算を組んでおりますので、今回の繰出金につきましては、介護保険料を充当できる事業が法令で定められていることから、今回のシステム改修費用につきましては介護保険料を充当できないこととなっております、そのための市の負担分を一般会計で計上し、介護保険特別会計のほうに繰り出そうとしているものですので、この後の介護保険特別会計の審査の中でお答えさせていただきたいと思っております。

○委員（宮内 博君）

先ほどの質疑に関連しますけど、こども育成支援事業ですね。これは人件費の平均上昇率が130%だったということなんですけれど、これは市内のいわゆる保育事業者、保育に携わる方たちの人件費ということで理解をすればよろしいんですか。

○子育て支援課主幹（中村真貴子君）

市内の保育事業所また、市内から市外の保育所に広域利用されている場合には、市外の保育所等にも支給されるものになります。

○委員（宮内 博君）

実際、金額的に5億円を超えるということになるので、人件費だけでということであれば、どれぐらいの対象人数になるんでしょうか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

現在見込んでいる分につきましては先ほどお答えしたとおり、人事院勧告の勧告を踏まえまして、令和5年度から大きく保育のほうの処遇改善についても見直しが見直しがされているところでございます。現在、予算を編成する中では、具体的な国の補正予算の数字が見えてこなかったものですから、令和6年度の伸びを参考に要求したものになります。具体的な人数につきましては、基本的に国は配置基準に基づいて算定をしておりますので、それぞれの園につきましては、正職員いわゆる常勤の職員、それに加えて配置基準以外の職員も含めて、それぞれの施設で対応することになりますので、具体的に何人という数字については押さえていないところでございます。

○委員（宮内 博君）

当然その保育士の配置基準というのは国が定めているわけですので、その配置基準に沿って、職員は配置がされてるとするのは原則だろうというふうに思いますけれど、そのほかにさらに人数を増や

して対応するとかですね、様々な要件があるだろうと思うけど、人数を具体的につかんでいないというところはちょっとですね、この単価がどうして算出できるのかということに、基本に関わる問題です。その辺、つかんでないということではなくて、今の段階でどれぐらいの人数で推計をしたのかというぐらいのことは答えられるんじゃないですか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

処遇改善の実績につきましては、年度末の実績報告で把握することになります。先ほど申し上げましたとおり、今回人勤の伸びを踏まえまして、令和6年度の状況の分から扶助費を見込んだという形になりますので、扶助費につきましては、先ほどの分もそうなんですけれども、子ども医療費なんかもそうなりますけれども、何人見込むという見込み方は、子どもが病気になったりとか、もしくは児童扶養手当の対象は何人増えるとか、そういう具体的な数字というのはなかなかつかめないところがございます。同様に、保育所等の給付につきましても、それぞれの園の中で、それぞれの誰に対して処遇改善を対応するかという部分につきましては、それぞれの園の裁量となっておりますので、現時点で市の中でその部分をつかんでいるということは、先ほど申し上げた回答のほうになります。あくまでも扶助費の見込額を見込んで今回予算を計上したという形になります。

○委員長（松下太葵君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで保健福祉部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時15分」

「再開 午後 3時17分」

△ 議案第124号 令和7年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（松下太葵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第124号令和7年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

議案第124号令和7年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明いたします。今回の補正予算は、社会全体で子ども・子育て世帯を支援するため、既存の国民健康保険税と合わせて支援金を拠出する仕組みである子ども・子育て支援金制度が令和8年度から創設されることに伴い、当該支援金制度に係るシステム改修に要する経費を計上するものです。その結果、歳入歳出予算の総額にそれぞれ104万5千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億1,965万1,000円とするものです。詳細につきましては、保険年金課長がご説明申し上げますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○長寿介護課長（富田正人君）

議案第124号令和7年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。子ども・子育て支援金制度は、令和8年度に創設され、児童手当の拡充、子ども誰でも通園制度などの子育て支援事業のための特定財源として、各保険者の保険税と合わせて支援金を納付いただく制度です。まず、歳入について、令和7年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書によりご説明します。説明書の8ページをご覧ください。（款）3国庫支出金（項）1国庫補助金（目）2子ども・子育て支援事業費補助金に、システム改修経費の財源として104万5千円を追加計上するものです。次に、歳出についてご説明します。令和7年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）説明資料の2ページをご覧ください。システム改修経費として、（款）1総務費（項）1

総務管理費（目）1一般管理費（節）12委託料に104万5,000円を追加計上するものです。以上で令和7年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

○委員長（松下太葵君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

子ども・子育て支援金制度、8年度から新設ということですがけれども、この説明によると保健者の保険税とあわせて支援金を納付頂く制度ですとなってるんですが、また保険税が上がるということですかねその辺のところをもうちょっと詳しく御説明頂けませんか。

○保険年金課長（木原浩二君）

この子ども・子育て支援金につきましては、現行の国民健康保険税につきましては、医療費分、後期高齢者支援分、介護納付分ということで納めていただいておりますが、これに加えて、支援金分の負担が追加をされて、被保険者の方々に納付いただくということになっております。

○委員（仮屋国治君）

どの程度の、負担は割合ぐらになります。

○保険年金課長（木原浩二君）

この支援金の金額につきましては、ほかの国民健康保険税と同様に県のほうから標準保険税率、それから県に納付する納付金等が示されることなどになっております。この県から示される本算定の税率等が例年1月頃になりますので、それを受けて本市の税率等を算定することになっております。

○委員（宮内 博君）

今の質問に関係するんですけど、これは国民健康保険だけではなくて、後に議論をする後期高齢者医療制度ですね、そこにも同じような、いわゆる高齢者、言わば高齢者負担という形であらわれてくるものなのかなというふうに思いますけれど、今回提案されてるのはそのための前段階、システムを改修するというので金額的には100万円程度ということなんですけれど、実際上はいわゆる若者の子育てを支援するために、高齢者から一定の負担をしてもらおうじゃないかという仕組みを取り入れたものだというふうに思いますけれど、そのところはそういう解釈でいいわけですね。

○保険年金課長（木原浩二君）

この支援金制度につきましては、委員も言われるとおり子ども子育て世帯を社会全体で支援していくという趣旨のもとに創設された制度でございますが、今回、国民健康保険、それから後期高齢者医療制度、その支援金に関するシステム改修を計上させていただいておりますが、この支援金については、その二つの医療保険制度だけではなくて、全ての医療保険の加入者、それから被用者保険、全国健康保険協会、それぞれの健康保険組合の事業主からこういった支援をしていただくという制度になっております。

○委員（宮内 博君）

費用負担については、来年にならないと分からないという話なんですけれど、概略では示されているのではないのかなというふうに思いますけれど、その辺紹介できる部分があるのではないかと。

○保険年金課長（木原浩二君）

あくまでも国の試算による制度全体の概算でございますが、まず国民健康保険の1人当たりの支援金平均月額につきましては、令和8年度が250円、令和9年度が300円、令和10年度は400円という見込みの試算がされております。

○委員（宮内 博君）

そうしますと、いわゆる霧島市で国民健康保険に加入している人数というのは、当然、今の段階では分かっているわけですから、これでいきますと、実際、令和8年度、令和9年度、令和10年度、当然その被保険者の数は変動しますので、あくまでも推計値ということになりますけれど、どれぐらいの負担増になるんですか。

○保険年金課長（木原浩二君）

これは今申しあげました単価につきましては、あくまでも国全体の制度の単価ではございますが、現在の令和7年11月末時点の被保険者が2万1,935人となっておりますので、例えば8年度の1人当たり支援金平均月額が250円ですので、年間にしますと約7,200万円ほどの負担ということになります。

○委員長（松下太葵君）

ほかにありませんか。

○保険年金課長（木原浩二君）

申し訳ありません。今、約7,200万円ほどと申しあげましたが、令和8年度で6,580万5,000円という金額になります。訂正いたします。

○委員（宮内 博君）

ちょっと今の計算ですけれど、令和8年度で計算した場合、1人当たり250円、これは月額ということになるんですか。

○保険年金課長（木原浩二君）

1人当たりの支援金平均月額ということですよ。

○委員（宮内 博君）

そうしますと、国保財政というのはそんなに潤沢ではなくて、県のほうの事業に移行するというのもう目前に迫っているわけではありますけれど、当然に国保税の引き上げに連動する、そういう恐れがあることになっていきますよね。實際上、令和8年度は250円だけれど、令和10年度では400円に膨れ上がるということになりますと1億円超える負担増になるのではないですかね。今計算をすると、1億528万円ということになりますよね。

それぐらいの費用負担が国保から発生するということになりますけれど、そういう理解でよろしいんですか。

○保険年金課長（木原浩二君）

先ほど申しあげました、あくまでもこれは国の試算ということで、様々な各自治体の実情というものも反映されていないものでありますので、霧島市としましては、先ほど申しあげました県から示される納付金、それから標準保険税率、そういったものをもとに本市の被保険者数の状況、様々な要因を踏まえての今後算定になっていくというふうに考えております。

○委員長（松下太葵君）

ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

それではないようですので、これで議案第124号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時31分」

「再開 午後 3時33分」

△ 議案第125号 令和7年度霧島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（松下太葵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第125号令和7年度霧島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

議案第125号令和7年度霧島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要をご説明いたします。今回の補正予算は、社会全体で子ども・子育て世帯を支援するため、既存の

後期高齢者医療保険料と合わせて支援金を拠出する仕組みである子ども・子育て支援金制度が令和8年度から創設されることに伴い、当該支援金制度に係るシステム改修に要する経費を計上するものです。その結果、歳入歳出予算の総額にそれぞれ154万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,670万1,000円とするものです。詳細につきましては、保険年金課長がご説明申し上げますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○保険年金課長（木原浩二君）

議案第125号令和7年度霧島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。子ども・子育て支援金制度は令和8年度に創設され、児童手当の拡充、こども誰でも通園制度などの子育て支援事業のための特定財源として、各保険者の保険料と合わせて支援金を納付いただく制度です。今回、当該支援金制度にかかるシステム改修経費について予算計上するものです。まず、歳入について、令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に関する説明書によりご説明します。説明書の8ページをご覧ください。(款)6国庫支出金(項)1国庫補助金(目)1子ども・子育て支援事業費補助金に、システム改修経費の財源として154万円を追加計上するものです。次に、歳出につきましてご説明します。令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)説明資料の2ページをご覧ください。システム改修経費として、(款)1総務費(項)1総務管理費(目)1一般管理費(節)12委託料に154万円を追加計上するものです。以上で令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての説明を終わります。

○委員長（松下太葵君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

先ほど国民健康保険の関係ではですね御質疑がありましたけれども、後期高齢者医療制度75歳以上の方が国保から後期高齢者医療に移行するというところで、性格的には国保と余り変わらないという性格を持ってらるんですけど、お尋ねをしたいのは今まだ全体像は示されていないという話であります。来年度から始まる誰でも通園制度、子育て支援のための事業に要する経費を後期高齢者に加入する被保険者から頂きましょうというためのシステム改修ですよね。それで、この国の試算、先ほど1か月当たりの試算が示されましたけれど、後期高齢者医療ではどういうふうになるんですか。

○保険年金課長（木原浩二君）

国の試算によりまず後期高齢者医療制度の1人当たりの支援金平均月額を申し上げますと令和8年度200円。令和9年度250円。令和10年度350円という試算が出ております。

○委員（宮内 博君）

そうしますと、いわゆる75歳以上の被保険者数というのは分かっていますよね。それに対してこの試算でいくと令和8年9年10年、当然被保険者数は変動しますが、現在の被保険者数とした場合の試算幾らになります。

○保険年金課長（木原浩二君）

令和7年11月1日時点の被保険者数でございますが、1万8,899人でございます。これをもとに、令和8年度の先ほど申し上げました月額200円の試算をしますと8年度が4,535万7,600円。令和9年度が5,669万7,000円。令和10年度7,937万5,800円という試算になります。

○委員長（松下太葵君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで議案第125号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時41分」

「再開 午後 3時43分」

△ 議案第126号 令和7年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○委員長（松下太葵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第126号令和7年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

議案第126号令和7年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要について、説明いたします。今回の補正は、令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階見直しに係るシステム改修に要する経費を計上するもので、歳入歳出それぞれ92万4,000円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億3,113万5,000円とするものです。詳細については、長寿介護課長が説明しますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○長寿介護課長（富田正人君）

長寿介護課に関する令和7年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。予算書は3～4ページ、予算に関する説明書は6～10ページ、予算説明資料は、2ページです。それでは、予算説明資料に沿って説明いたします。予算説明資料2ページ、一般管理費の委託料は、令和7年度税制改正に伴い、保険料収入不足が発生する可能性があることから、令和8年度に限り、税制改正の影響を遮断し、従前のものとして保険料を算定するためにシステム改修を行うもので、92万4,000円を計上しています。具体的には、個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額が引き上げられたことに伴い、一部の被保険者の標準段階に移動が生じ、第9期介護保険事業計画期間中の保険料収入が減少する可能性があることから、国は、収入不足を可能な限り防ぐ観点から、改正前の介護保険法施行令に基づき算定した合計所得金額に、引き上げ額を加算した額を判定基準とするための同施行令の所要の改正を行うとしており、今回の補正では、本改正に対応するため、必要な経費を計上したところです。特定財源として、介護保険事業費補助金を46万2,000円、一般会計繰入金を46万2,000円充当しています。以上で、議案第126号令和7年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（松下太葵君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回の改定によって、所得控除の最低保障額を引上げられる。そのことによって、当然介護保険料収入が減少するという前提に立って、それを補填するために、引上げ額を加算した額を判定基準とするための改定を行うという説明でありますけど、非常に分かりにくいですね。少しかみ砕いて私どもに分かるように説明をお願いします。

○長寿介護課長（富田正人君）

令和7年度の税制改正で給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引上げられました。このことにより被保険者本人及び世帯の給与所得額を含む合計所得額が減少するものが生じます。介護保険制度においては保険料の段階を住民税の課税状況や合計所得に基づき算定しているため、この数字の変更をそのまま介護保険料の所得段階の判定に使いますと、一部の被保険者において介護保険料の段階が下がるなどの影響が出ます。そうなりますと、見込んでいた保険料収入が不足する恐れがあることから3年単位の第9期介護保険事業計画中の保険者は想定しない、保険料の収入不足を防ぐ観点から、平成8年度に限り、控除が改正前のものとして、令和8年度に限り、控除が改正前のものとして算定する仕組みとするもの。

○委員（宮内 博君）

令和8年の単年度事業ということなんですけれど、単年度の措置だということなんですけれど、どれぐらいの減収が発生をするのか、そして最もその影響を受ける13段階のうちのところのどこの部分

が影響を受けるのかということについては分かるのでしょうか。

○総務部税務課主幹（木藤正彦君）

影響額については約2,000万円程度と見ております。一番最も影響を受ける段階といたしましては、6段階から5段階、課税から非課税世帯になるかと思えますけれども、こちらが195人を見込んでおります。

○委員（竹下智行君）

先ほどのところで、制度等が変われば、システム改修が必要という、そこは理解できるんですけども、このシステム改修というのは具体的にどういうふうな費用が入ってるのかそのちょっと内訳を教えてくださいませんか。

○長寿介護課長（富田正人君）

今現在、介護保険のほうはアクロシティというのの基幹系システムを使っているんですけども、その92万4,000円の内訳としまして、パッケージ費用がありまして、あとシステム業者の人件費ということで見積りを頂いているところです。これには機器等の更新とかは含まれていないものです。

○委員（竹下智行君）

これはもうシステムがいろいろ制度が変われば変わるたびに、このシステム改修でその都度、見積りというか何かとることになるんですか。

○長寿介護課長（富田正人君）

今回のような当初想定してない改修につきましては、その都度、システム業者のほうで見積りをとって対応するような形になります。

○委員（宮内 博君）

先ほどの続きですけれど、今回の改定によって給与所得控除の最低保障額が上がるということで約2,000万円ぐらいの減収になると。その影響を受けるのが195人ぐらいだということですが、今回の改定は減収になる分について、しっかり補填をするという国のほうで、ということで理解していいんですか。

○長寿介護課長（富田正人君）

こちらにつきましては、国の補填ということではなくて、控除が改正前のものとして算定するという仕組みになっておりますので、改正がない形での保険料の算定になります。

○委員（宮内 博君）

国の補填はないけれども、こういうこの税制の改定はあったけれども、いわゆる第9期事業の途中ですよね、介護保険というのは、3年に1回の改定でありますので、本来であれば令和9年度から第10期事業に移行するということになるわけですけども、その間の令和8年度については、こういう改定があったけれども、実際はなかったものとして、13段階の所得基準というものを設けましょうという理解でよろしいんですね。

○長寿介護課長（富田正人君）

議員のおっしゃるとおりです。8年度の改正によって減収が生じないような対応になります。

○総務部税務課主幹（木藤正彦君）

先ほどの宮内委員の質問であった人数につきましてですけども、私のほうが勝手に一番影響を受ける段階という解釈をしてしまったもんですから、ちょっと訂正させてください。影響を受ける人数は926になります。一番最も影響が、人数が多かったのが、第6段階から第5段階への移行が195人ということでした。

○委員長（松下太葵君）

休憩でお願いします。

「休憩 午後 3時52分」

「再開 午後 3時57分」

○委員長（松下太葵君）

では休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第126号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時57分」

「再開 午後 3時59分」

△ 議案第129号 令和7年度霧島市病院事業会計補正予算（第2号）について

○委員長（松下太葵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第129号令和7年度霧島市病院事業会計補正予算（第2号）についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

議案第129号令和7年度霧島市病院事業会計補正予算（第2号）について、その概要を説明します。今回の補正予算は、議案第110号の指定管理者の指定についてに関連したもので、霧島市立医師会医療センターの指定管理者の指定により、複数年度にわたる管理費用の支払債務に伴う債務負担行為を設定するものです。詳細につきましては、保健福祉政策課特任課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

議案第129号令和7年度霧島市病院事業会計補正予算（第2号）について、説明します。病院事業会計補正予算（第2号）の4ページ債務負担行為に関する調書です。ただいま部長から説明がありましたとおり、今回の補正予算は、議案第110号の指定管理者の指定についてに関連したもので、霧島市立医師会医療センターの指定管理者の指定により、複数年度にわたる管理費用の支払債務に伴う債務負担行為を設定するものです。期間は令和8年度から令和12年度までで、限度額は指定管理者との協定で定める管理費用（委託料及び交付金）になります。以上で令和7年度霧島市病院事業会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（松下太葵君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

引き続き医師会医療センターを医師会に指定管理をしようというものであるわけですが、新しく病院も開院をして大きな変化もあったんだろうというふうに思いますけれども、この間患者数であるとか、あるいは目指している診療科目等についてどのような状況なのかその辺を御説明を頂ければと思いますけど。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

患者数につきましてはまず入院患者数が昨年度と比較しまして、11月現在で6,520名増のトータル5万4,607人でございます。外来患者数につきましては同じく昨年の11月現在と比較しまして、11月までで比較しまして3,991人増の5万3,612名の増加となっております。現在の状況なんですけど全国的に病院の状況というのは、経営的に赤字ということで言われていますけど、また、その赤字という要因が病院の医師不足だったりとか、看護師不足ということが言われております。医師会医療センターにつきましては、診療科目につきましては、13科から25科に増えそれに伴いましてドクターも看護師も増えている状況で、常勤医また鹿児島大学からの派遣医も多くいらっしゃいます救急だったり、

高度医療機器のダヴィンチ等も入りまして、そういった高度医療も行える状況になって患者さんの増加につながっている状況にあります。

○委員（宮内 博君）

患者数も増えているということでありまして、診療報酬の改定が来年度行われるということで、現在、多くの公立病院が赤字で運営せざるを得ないという状況があるということによって報じられている中にあるわけですが、いわゆる、今回、債務負担行為による指定管理5年間の分をここで示しているわけですが、ただ限度額が示されてないですね。これは諸物価の変動であったり、様々なこの時代的なですね、変化にどれほど対応できるかというのがなかなか推計が難しいということがこういう形で示されているというふうに思いますけど、特にこれまでの状況とは、新しい病院での体制ということになりますので前5年間との比較というのなかなか難しいのかなというふうには思いますけれど、推計する中で前5年間との指定管理料と比較してどれぐらいの伸び率を視野に入れているのかというのが分かっていたらお示し頂ければ。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

指定管理料につきましては、今また診療報酬改定のほうも、本体 3.09%で薬剤が 0.87 マイナスで 2.22 上がるという話も出てはいますが、詳しい情報は無いのかなんですが、これまでの指定管理料の支払いでいきますと、5年といいますと令和3年度が診療交付金と指定管理料で大体57億6,000万円。令和4年度が62億4,000万円。令和5年度が66億4,000万円。令和6年度が76億1,000万円。本年度につきましては、まだ見込みでございますが83億6,000万円程度を見ているところです。来年度からの分につきましては、想定としましては7年度ベースを金額に試算しますと大体90億円ぐらいの金額になるものと想定してるところです。

○委員（木野田誠君）

病院のダヴィンチなんかの利用はどうなんですか。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

手術用ロボットダヴィンチの実績ですが4月から11月の8か月間で外科の利用が25件、あと泌尿器科の利用が19件、計44件利用されてる状況でございます。

○委員長（松下太葵君）

ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

ないようですので、これで議案第129号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 4時09分」

「再 開 午後 4時11分」

△ 議案処理

○委員長（松下太葵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それではこれより議案処理を行います。議案処理は、議案順に行います。

○委員長（松下太葵君）

議案第123号、令和7年度霧島市一般会計補正予算（第8号）について、委員間討議に入ります。意見はありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

ないようですので、これで、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

討論なしと認めます。採決します。議案第 123 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 123 号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○委員長（松下太葵君）

次に、議案第 124 号、令和 7 年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回示されております令和 7 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）でありますけれども、補正額は 104 万 5,000 円というものでありますけれども、これは令和 8 年度から始まる子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修を行うための経費ということであります。子ども・子育て支援金制度に伴って、霧島市の国民健康保険に加入されていらっしゃる方たちの負担がどうなるのかということでの議論の中で明らかになりましたのは、霧島市で、現在、2 万 1,935 人の被保険者がいらっしゃる中で、令和 8 年度では、1 人当たり、1 か月 250 円の負担増、令和 9 年度では、300 円の 1 か月当たりの負担増、令和 10 年度では、1 か月当たり 400 円の負担増ということにつながってくる、そのためのシステム改修であるということが、議論の中で明らかになってまいりました。これを試算を示していただいた結果、令和 8 年度の国民健康保険税からの負担額は 6,580 万 5,000 円、1 年間当たりの負担増になるということであります。最もこの金額的に、負担が大きくなる令和 10 年度で現在の加入者を試算をいたしますと、1 億 528 万円、国民健康保険税から新たに負担をするということになります。本来、誰でも通園制度でありますとか、少子化の中で、子育てを支援するための対策というのは、国が当然行っていくべきものであって、それを後に議論をする後期高齢者医療制度に加入する人たち、あるいは国民健康保険に加入する人たち、全世代型で支えるんだということでもありますけれども、実際に新しい施策を行うためには、それなりの財源が必要だということは分かりますけれども、一方で、トランプ大統領の要請に従って、5 年間で 43 兆円も軍事費には使うというような中で、こういう負担増を求めるといふ、そのためのシステム改修であるということが明らかになった以上、私は、本議案に対して賛成することはできないということをお願いしておきたいと思っております。ということで反対討論です。

○委員（久木田大和君）

私は、議案第 124 号、令和 7 年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、賛成の立場から討論をいたします。このシステム改修については、児童手当の拡充、こども誰でも通園制度など、国における子育て支援のための支援金制度を創設し、その費用を社会全体で子ども子育て支援をするという枠組みのためのものであります。現在の社会変化の中で少子化、子育て世代への負担を考えると、社会全体で子育て支援事業を行っていくことは理解できることから、今回のシステム改修についても必要な経費であると考え、議案第 124 号について、賛成の立場を明確にし、討論を終わります。

○委員長（松下太葵君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第 124 号について、原案のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席ください。起立者 9 名であります。賛成多数と認めます。したがって、議案第 124 号は、原

案のとおり可決すべきものと決定しました。

○委員長（松下太葵君）

次に、議案第 125 号、令和 7 年度霧島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

令和 7 年度、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）であります。これには反対であります。その理由は、先ほど申し上げましたけれども、国民健康保険に加入する方たちと同様に、75 歳以上の高齢者の方が加入する後期高齢者保険についても、こども誰でも通園制度など、社会全体でこれを支えるために、後期高齢者保険に加入されていらっしゃる方たちから負担を求めようという、そのためのシステム改修であることが明らかになっております。後期高齢者医療制度には令和 7 年度現在で 1 万 8,899 人が加入する 75 歳以上の高齢者の方で支えられている保険制度であります。昨年、後期高齢者医療制度は、限度額 66 万円が 80 万円に上げられたばかりであります。一気に 14 万円の負担増が行われました。今回の改定によって、令和 8 年度では、1 人当たり 1 か月 200 円の負担増、そして令和 9 年度では 250 円、令和 10 年度では、1 か月当たり 350 円の負担増ということになります。試算の中で明らかになりましたのは、令和 8 年度の負担増が 4,535 万 7,600 円、令和 9 年度では 5,669 万 7,000 円。令和 10 年度では 7,937 万 5,800 円という負担増が続くということになります。高齢者の大きい多くが年金暮らしで、極めて厳しい生活を余儀なくされている物価高騰の中で、新たな負担増をこういう形で求めるというのは絶対に間違っているというふうに思います。少子化の中で、いかに子育てを支援をする政策というのは、国の制度として、しっかり下支えをしていくことこそ、本来の姿だということをお願いして、本補正予算には反対だということをお願いして討論といたします。

○委員（久木田大和君）

私は、議案第 125 号、令和 7 年度霧島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、賛成の立場から討論をいたします。先ほど申し上げたとおり、このシステム改修については、児童手当の拡充、こども誰でも通園制度など、国における子育て支援のための支援金制度を創設し、その費用を社会全体で子ども子育て支援をする枠組みのためのものであります。社会全体で費用を負担をしていくことは必要なことであることから、現在の社会変化の中で、少子化、子育て世代の負担を考えると、社会全体でこの制度を行っていくことは理解できることから、今回のシステム改修についても必要な経費であると考え、議案第 125 号について賛成いたします。

○委員長（松下太葵君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第 125 号について、原案のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

御着席ください。起立者 9 名であります。賛成多数と認めます。したがって、議案第 125 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○委員長（松下太葵君）

次に、議案第 126 号、令和 7 年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 126 号について、原案のとおり可決することに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第126号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○委員長（松下太葵君）

次に、議案第127号、令和7年度霧島市温泉供給特別会計補正予算（第2号）について、委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第127号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第127号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○委員長（松下太葵君）

次に、議案第128号、令和7年度霧島市水道事業会計補正予算（第1号）について、委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第128号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第128号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○委員長（松下太葵君）

次に、議案第129号、令和7年度霧島市病院事業会計補正予算（第2号）について、委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第129号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第129号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○委員長（松下太葵君）

これで議案処理を終わりますが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合は、その内容を御発言ください。それでは、報告については委員長に御一任頂けますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。以上で、本日予定をしておりました審査を全て終了いたしました。これで予算常任委員会を閉会します。

「閉会 午後 4時26分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 予算常任委員長

松下 太葵